

第3次松戸市食育推進計画

計画期間：平成30年度～34年度

～食育の「わ」を広げよう～



ごあいさつ



「食」は命の源であり、生きる喜びや楽しみを与えるだけでなく、食を通して各世代や地域、食に関わる関係機関をつなぐ「わ」をつくるものです。

しかし、近年、価値観やライフスタイルが多様化し、食を取り巻く様々な課題が生じており、それらに対応するため、本市では平成20年度に松戸市食育推進計画、平成26年度に第2次松戸市食育推進計画を策定し、各部署で様々な施策に取り組んでまいりました。

この度、前計画である第2次松戸市食育推進計画の終了にあたり、これまでの各分野での取り組みを振り返り、基本理念「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」を実現するため、平成30年度から平成34年度までの5年間の計画期間とする第3次松戸市食育推進計画を策定いたしました。

本計画では、第2次計画の基本的な考え方を継承するとともに、「友人や家族等、多世代で食を楽しむ機会を増やす」、「若い世代に対する食育を促進する」、「保育所、幼稚園、学校等の給食を活用した『食に関する指導』を促進する」、「オーナー農園、市民農園等の農業体験活動を促進する」、「ライフステージに応じた食育を推進する」を重点事業として位置づけ、さまざまな機会を通じて食育の「わ」を広げ、食育のさらなる推進を図ってまいります。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました松戸市食育推進会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係諸団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

松戸市長 本郷谷 健次

ごあいさつ

松戸市食育推進会議では、その前身の食育推進委員会の段階を含めて、平成 18 年度より食育推進計画策定にむけた取り組みを行ってきました。その取り組みは、千葉県内でもかなり早く、県の食育推進計画の策定に先駆けて、第一次の松戸市食育推進計画を策定して以来、特色ある食育推進の取り組みを関係機関との連携を図りながら進めてきました。



全国でも市レベルでは余り例のない市内 4 大学（千葉大学園芸学部・聖徳大学・日本大学松戸歯学部・流通経済大学）と松戸市との地域連携のもとで、市民 3,000 人および 4 大学生を対象とした食育に関する意識調査を実施し、第 3 次食育推進計画の基礎資料としたほか、市民参加型の食育イベントおよび食育モデル事業としてたいへんポップな食育かるたの制作など、食育への市民的な関心を高める特色ある具体的な取り組みがなされてきました。今回の第 3 次食育推進計画では、食育の「わ」をさらに広げることをねらいとしています。

食育には、いくつかの特徴があります。一つは、食育のカバーする領域が大変広い範囲にわたっているという点です。具体的には、食と健康に関する領域、食べ残しや生ごみなど資源と環境に関する領域、地域の食文化をはぐくむことによる地域活性化の問題など、実に幅広い領域に及んでいます。

もう一つは、食育は現在の世代の人々のみでなく、将来の世代にも大きくかかわる問題であるという点です。つまり、食育は現在と未来をつなぐ長い視野が必要となる点が挙げられます。

このように、食育は、多くの領域にわたる点、世代間の長期にわたる点で、私たちの視野と連携の「わ」を広げることを必要としているのです。こう申し上げますと、食育とは、何かこむずかしいことと感じられるかもしれません。しかし、基本にあるのは、食に関わることをいろいろな角度から楽しむということではないかと思えます。そこから、私たちの食を始め、伝統、誇りなど、食育の活動を通じて地域のすばらしさを再発見できれば、これに越したことはありません。

私ども松戸市食育推進会議におきましても、地域の魅力を再発見し、その未来を見つめることができればとの思いで策定作業を進めて参りました。本第 3 次食育推進計画が、食育の実践活動を通じた「わ」の広がりにより、地域の魅力の発見と健康的で環境調和的な未来に通じる成果として結実することを、祈念いたします。

最後に、食育推進計画の策定に至る過程で、ご協力とご尽力いただいた市民の皆様および関係者の方々に深く感謝申し上げます、挨拶のことばとさせていただきます。

平成 30 年 3 月

松戸市食育推進会議 会長
千葉大学大学院教授 大江 靖雄

目次

第1章	基本的な考え方	1
1	国・県の動向	2
	(1) 国の動向(第3次食育推進基本計画の策定)	2
	(2) 県の動向(第3次千葉県食育推進計画の策定)	3
2	市の計画	4
	(1) 計画の位置づけ	4
	(2) 計画期間	4
3	食に関する社会情勢	5
	(1) 和食(ユネスコ無形文化遺産)	5
	(2) 食品と健康の安全・安心(放射性物質について)	6
	(3) 食べ残しや食品廃棄物(食品ロス)の問題	6
	(4) 家族や友人と食卓を囲む機会の減少	8
第2章	松戸市の現状と課題	9
1	松戸市の現状	10
	(1) 松戸市の健康の現状	10
	(2) 松戸市の農業の現状	14
	(3) アンケート調査結果	21
2	第2次計画の評価と課題	27
	(1) 指標とした項目の評価	27
	(2) モデル事業	28
	(3) モデル事業の評価	31
第3章	第3次松戸市食育推進計画	34
1	基本理念	35
2	推進キャッチフレーズ	35
3	基本目標	35
4	基本施策	36
	(1) 施策体系	36
	(2) 重点事業	39
	(3) 推進事業	42
5	計画の推進	63

- (1) 推進体制について…………… 6 3
- (2) 指標及び目標値…………… 6 4
- (3) 今後のスケジュール…………… 6 5
- (4) パブリックコメントによる意見募集…………… 6 5

参考資料 …………… 6 6

- 1 関係法令 …………… 6 7
- 2 食事バランスガイド …………… 7 7
- 3 食品表示のいろいろ …………… 7 8
- 4 松戸市食育推進体制 …………… 8 2
- 5 用語解説 …………… 8 6

※本文中の*印が付いている用語については、86 ページからの「用語解説」に説明があります。

第1章 基本的な考え方

1 国・県の動向

- (1) 国の動向(第3次食育推進基本計画の策定)
- (2) 県の動向(第3次千葉県食育推進計画の策定)

2 市の計画

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画期間

3 食に関する社会情勢

- (1) 和食(ユネスコ*無形文化遺産*)
- (2) 食品と健康の安全・安心(放射性物質*について)
- (3) 食べ残しや食品廃棄物(食品ロス)の問題
- (4) 家族や友人と食卓を囲む機会の減少

1 国・県の動向

(1) 国の動向(第3次食育推進基本計画の策定)

(第3次食育推進基本計画から抜粋)

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」(食育基本法*第1条)ことを目的として、平成17年6月に食育基本法*(平成17年法律第63号)が制定された。

その後、同法に基づき、食育推進基本計画(平成18年度から平成22年度まで)及び第2次食育推進基本計画(平成23年度から平成27年度まで)を作成し、国は10年間にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進してきた。

その間、日常生活の基盤である家庭における共食*を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を推進してきた。

その結果、「食育に関心を持っている国民の割合」や「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食*」の回数」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合」、「農林漁業体験を経験した国民の割合」、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」、「推進計画を作成・実施している市町村の割合」が増加するとともに、家庭、学校、保育所等における食育は着実に推進され、進展してきている。

しかしながら、特に若い世代では、健全な食生活を心がけている人が少なく、食に関する知識がないとする人も多い。また、他の世代と比べて、朝食欠食の割合が高く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないなど、健康や栄養に関する実施状況に課題が見受けられる。

また、近年、家族や生活の状況が変化する中で、高齢者を始めとする単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子供に対する支援が重要な課題になっている。さらに、我が国において、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は、国の重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組が必要である。

加えて、食料を海外に大きく依存するわが国において、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への負荷を生じさせていることから、食に関する感謝の念や理解を一層深めることは引き続き重要であり、生産から消費に至る食の循環を意識し、食品ロスの削減等環境にも配慮する必要がある。

また、食を取り巻く社会環境が変化する中であっても、わが国の大切な食文化が失われることがないように、食文化の継承も重要な課題である。

今後の食育の推進に当たっては、食をめぐるこれらの課題を踏まえ、様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携・協働し、その実効性を高めつつ、国民が「自ら食育推進のための活動を実践する」（食育基本法*第6条）ことに取り組むとともに、国民が実践しやすい社会環境づくりにも取り組むことで、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要である。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸問題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年度から平成32年度までの5年間の期間とする新たな食育推進基本計画を作成する。

(2) 県の動向(第3次千葉県食育推進計画の策定)

(第3次千葉県食育推進計画から抜粋)

平成17年6月に、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、食育基本法*が制定されました。その後、同法に基づき、本県では、平成20年11月に元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画(第1次千葉県食育推進計画)、平成25年1月に「ちばの恵みを取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標とした第2次千葉県食育推進計画を策定し、県民運動として食育を推進してきました。

その結果、「食育」は県民に広く浸透し、県内各地で多様な関係者による食育の取組が進められています。

しかしながら、特に若い世代では朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ない等、引き続き取り組んで行くべき課題があります。

また、近年、高齢化が進む中、健康寿命の延伸は重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組が必要となっています。

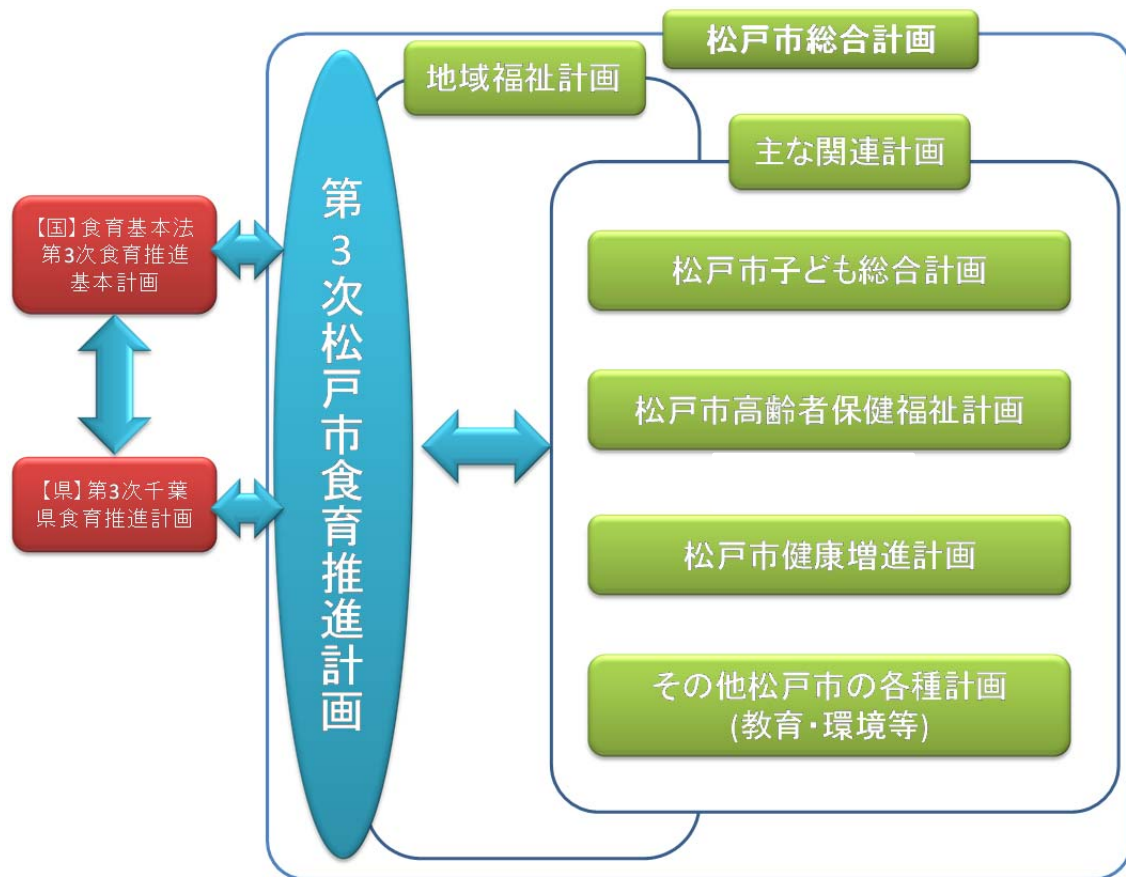
さらに、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されている状況の中、日々の食べ物が、生産者をはじめとして多くの関係者に支えられていることを理解し、食に対する感謝の気持ちを深めるための食育の重要性が増しています。

そこで、第2次計画の基本目標を継承しつつ、これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸問題を踏まえ、子供から高齢者まで各世代に応じた施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進するため、第3次千葉県食育推進計画を策定しました。

2 市の計画

(1) 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法*第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。策定にあたっては、国の第 3 次食育推進基本計画、県の第 3 次食育推進計画を踏まえ、本市の関連計画との整合性を図るものとします。



(2) 計画期間

平成 30 年度 (2018) ~ 平成 34 年度 (2022) の 5 年間

西暦	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
法律	施行																	
国		食育推進基本計画					食育推進基本計画(第2次)					食育推進基本計画(第3次)						
県			食育推進計画				食育推進計画(第2次)				食育推進計画(第3次)							
市			食育推進計画				食育推進計画(第2次)				食育推進計画(第3次)							

③ 食に関する社会情勢

(1)和食(ユネスコ*無形文化遺産*)

南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきました。

このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を、「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、平成25年12月、ユネスコ*無形文化遺産*に登録されました。

「和食」の4つの特徴

①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

日本の国土は南北に長く、海、山、里と表情豊かな自然が広がっているため、各地で地域に根差した多様な食材が用いられています。また、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。

②栄養バランスに優れた健康的な食生活

一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルは理想的な栄養バランスと言われています。また、「うま味」を上手に使うことによって動物性油脂の少ない食生活を実現しており、日本人の長寿、肥満防止に役立っています。

③自然の美しさや季節の移ろいの表現

食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも特徴のひとつです。季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節に合った調度品や器を利用したりして、季節感を楽しみます。

④正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、食の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきました。

(出典)：農林水産省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/ich/index.html>)

(2) 食品と健康の安全・安心(放射性物質*について)

食べものに含まれる放射性物質*の基準は、国際的な指標に基づいて、食べ続けたときにも安全なように決めたものです。

この基準に沿って、食べものにどのくらい放射性物質*が含まれているかを自治体が測り、全ての結果を厚生労働省ホームページでお知らせしています。

(出典)：厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/houshasei/index.html)

市では、市民の安心のため、松戸市産農作物の放射性物質*検査、松戸市立保育所の給食用食材検査、まるごと放射性物質*検査、学校給食用食材の放射性物質*検査、保健師による相談など、食品及び健康分野での対策を実施しています。

(松戸市の放射線関連情報ホームページ)

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/chuumoku/houshasen/index.html>)

(3) 食べ残しや食品廃棄物(食品ロス)の問題

日本では、年間 2,775 万トンも食品廃棄物等が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 621 万トンと試算されています。

621 万トンの食品ロスのうち、282 万トンは一般家庭からのものです。



※出典：環境省「食品廃棄物等の利用状況等
(平成 26 年度推計)」

これは、国民1人1日あたり茶碗1杯のご飯を捨てていることとなります。

このため、食品関連事業者だけでなく、一般家庭においても食べ残しや食品廃棄物を削減することが大切となります。

例えば、買い物に出かける前に冷蔵庫をチェックし、必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入することや、外食をする際には、食べ残しをしないように食べきれぬ量のメニューを選択するなどの心がけが必要です。

また、「フードバンク」と呼ばれる団体・活動があります。まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品(食品ロス)を削減するため、こうした取り組みを有効に活用していくことも必要です。

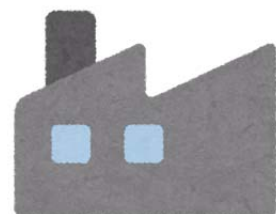
フードバンクとは

フードバンクとは、品質に問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から引き取り、必要としている福祉施設・団体や個人に無償で提供する活動です。近年、食品ロスや生活困窮の問題、企業の社会的責任への注目などを背景に全国に広がり、千葉県ではフードバンクちば(ワーカーズコープちば)が社協や関係機関と連携して実施しています。

(出典)：松戸市社会福祉協議会ホームページ

(<http://www.matsudo-shakyo.com/u/matsudoInfo/rckd53xcz9ujnb>)

●支援者より寄付・寄贈



食品関係企業等



食品小売店等

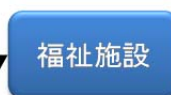


一般家庭・農家等



フードバンク

●受益者へ無償で提供



福祉施設



支援団体



生活困窮者



炊き出し

※出典：フードバンクちば

(<https://foodbank-chiba.com/activity.html>)

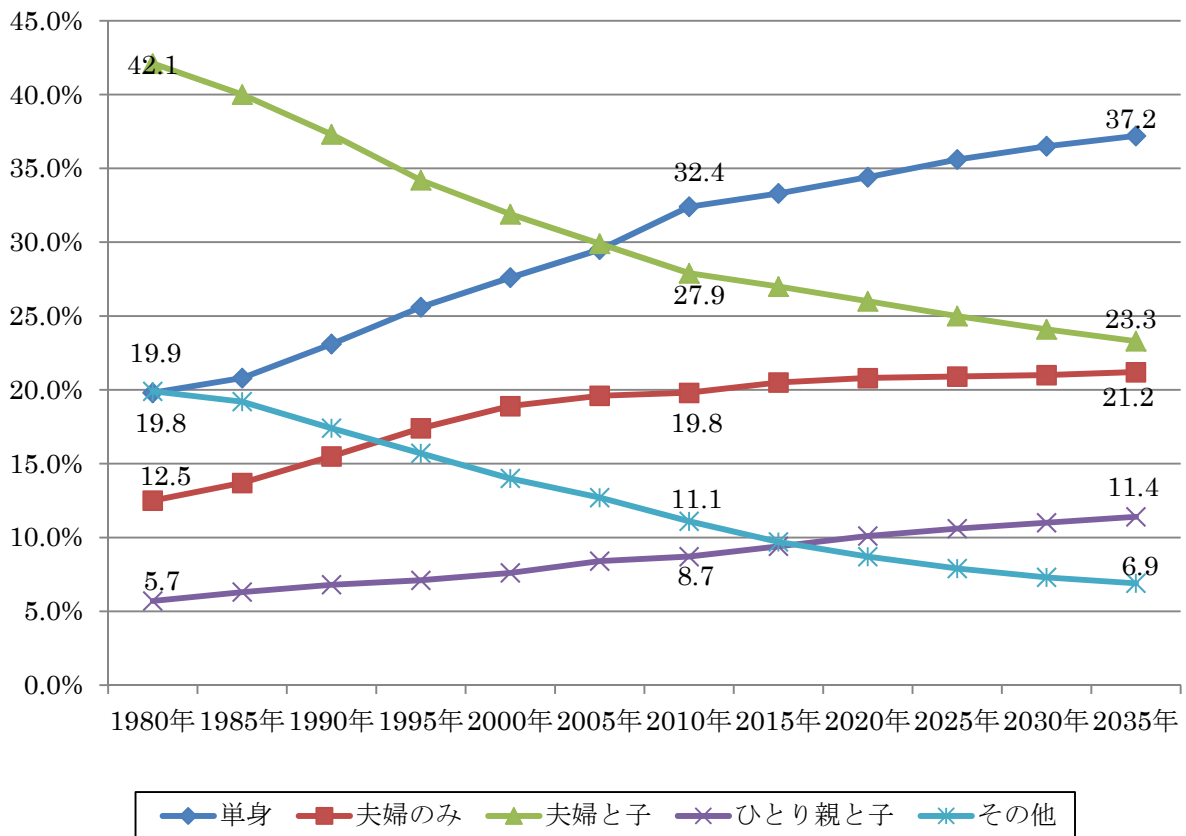
(4) 家族や友人と食卓を囲む機会の減少

少子化や高齢化等の生活や生き方の変化の中で世帯の小規模化が進んでいます。その結果、一人で食事をする「孤食*」が増え家族がそろって食事をする「だんらん」の機会も減っています。

食事をする目的は単に栄養をとることだけではありません。食事はその日の出来事を話し合ったりするコミュニケーションの場としても重要です。

また、家族や仲間と一緒に食べると、食事のマナーや料理についての関心が高くなり、楽しくおいしく食べることができます。

家族類型別一般世帯割合



(出典) : 「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2013(平成25)年1月推計)」

(国立社会保障・人口問題研究所)

(<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/i/HPRJ2013/t-page.asp>) を加工して作成

第2章 松戸市の現状と課題

- 1 松戸市の現状
 - (1) 松戸市の健康の現状
 - (2) 松戸市の農業の現状
 - (3) アンケート調査結果
- 2 第2次計画の評価と課題
 - (1) 指標とした項目の評価
 - (2) モデル事業
 - (3) モデル事業の評価

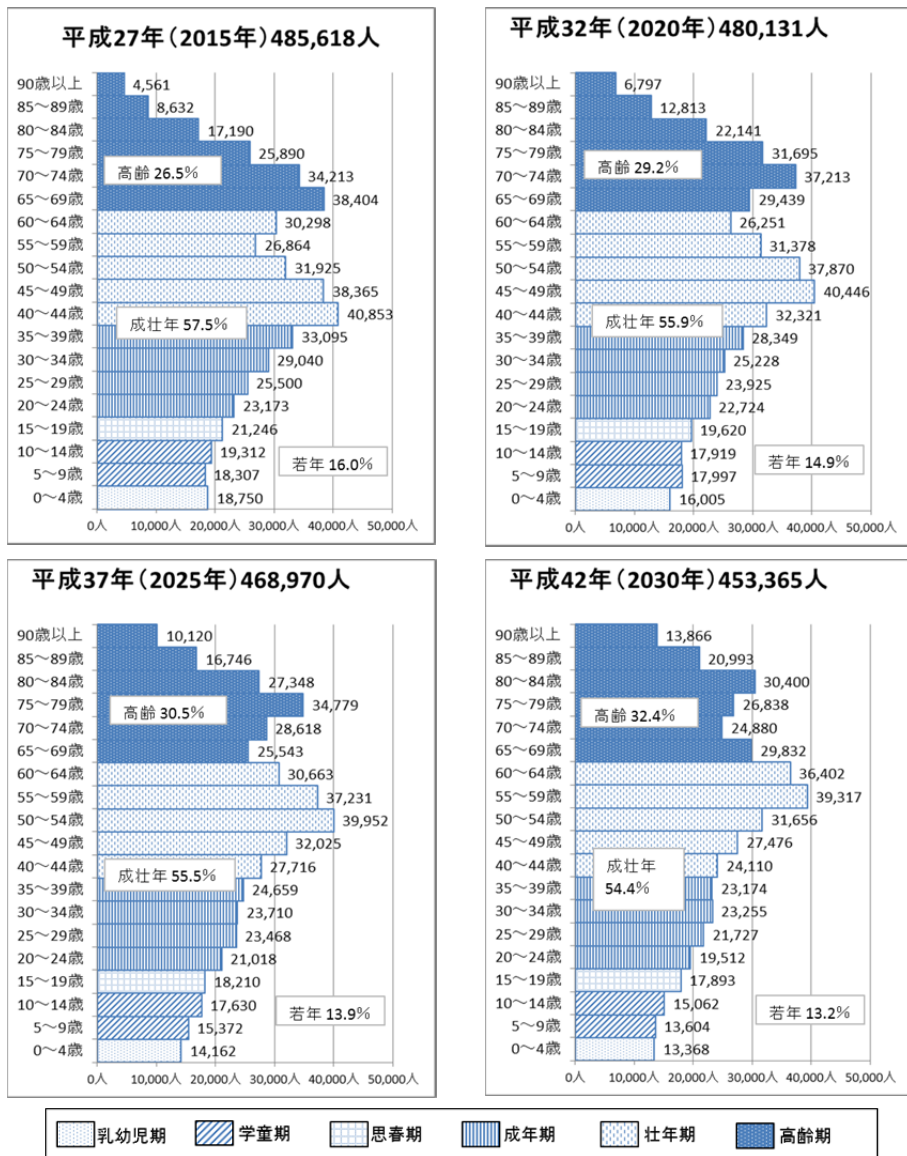
1 松戸市の現状

(1) 松戸市の健康の現状

食育は、健康との関係が大変深く、基本的な事項を記載します。

ア 人口構成

本市の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 493,883 人となっています。現在の高齢期人口は全国と比較し低くなっていますが、平成 37 年には高齢期人口が 30%を超える推計となっています。

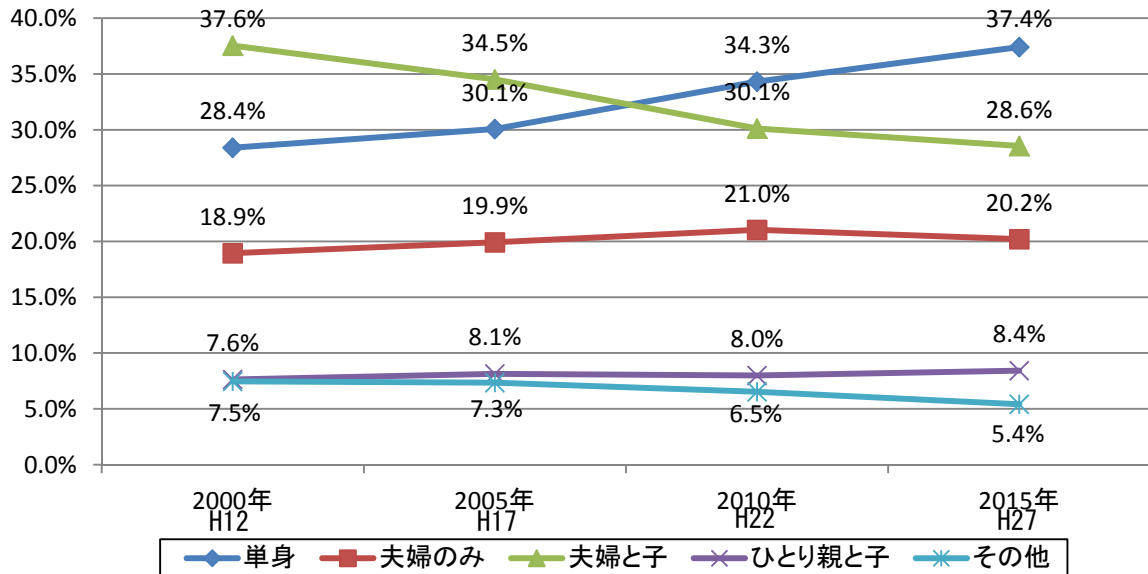


「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/i/shicyoson13/t-page.asp>)を加工して作成

イ 松戸市の家族類型別一般世帯割合

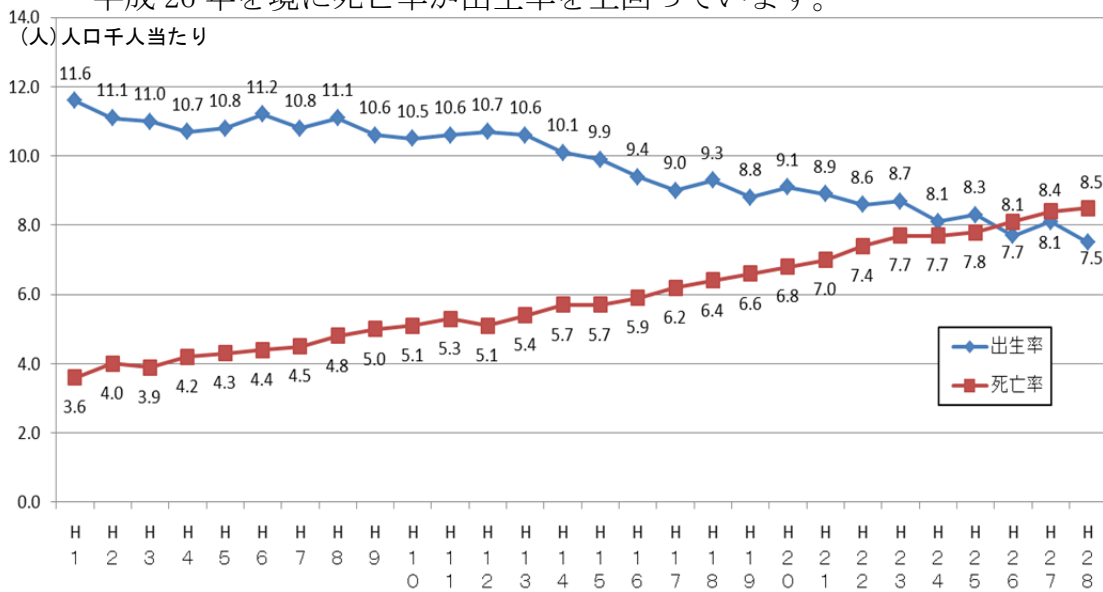
平成 20 年ごろから単身世帯が一番多くなっています。



※平成 13、18、23、28 年度 松戸市統計書(国勢調査)28. 世帯の家族類型(16 区分)別一般世帯数より作成

ウ 松戸市の出生率・死亡率の推移

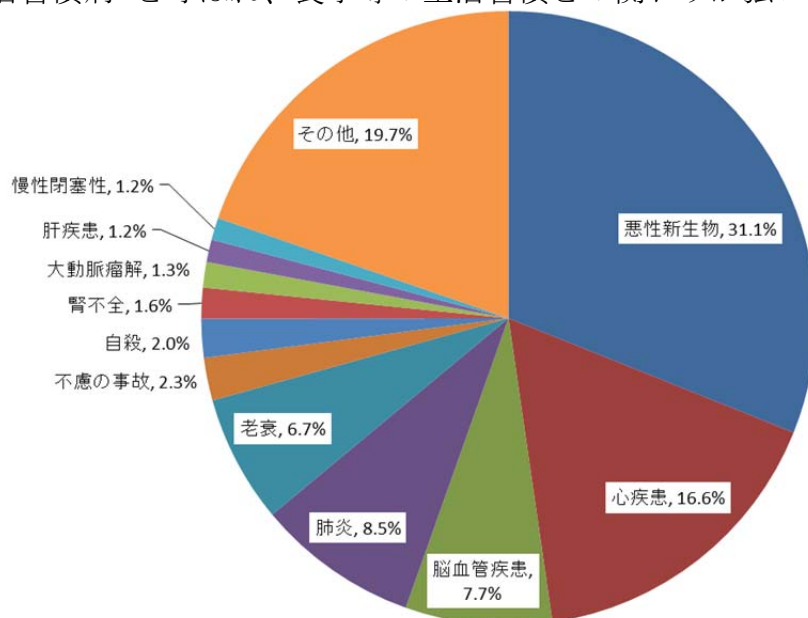
平成 26 年を境に死亡率が出生率を上回っています。



※平成元年～平成 28 年度千葉県衛生統計年報(人口動態調査)第 2-1 表千葉県・保健所・市町村別人口動態総覧より作成

エ 松戸市民の主要死因

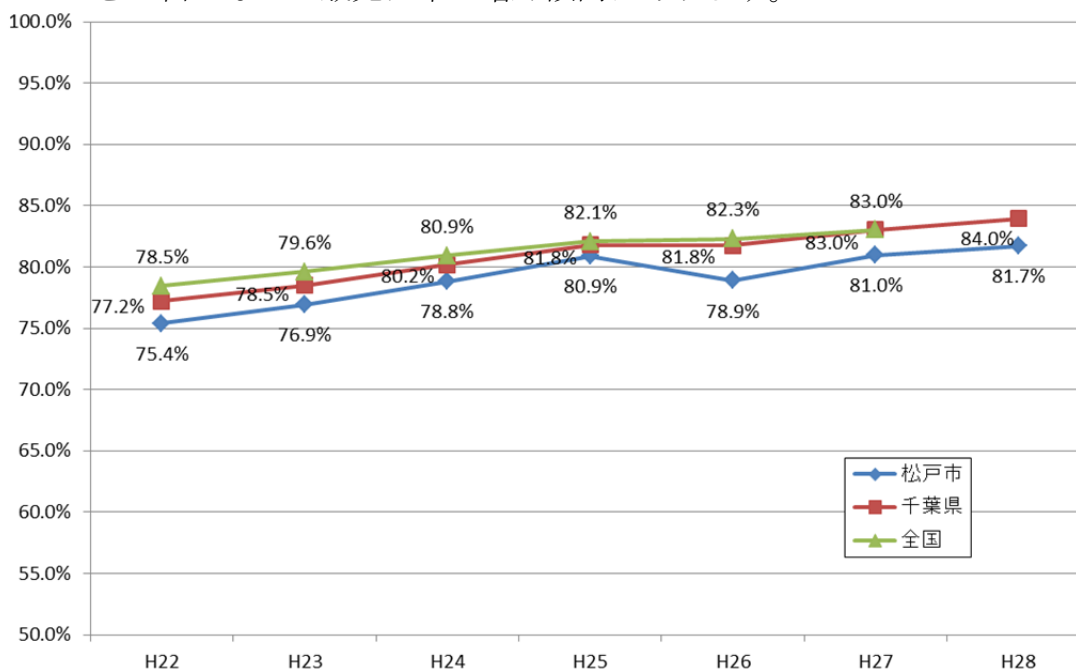
悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患で約6割を占めます。これらは生活習慣病*と呼ばれ、食事等の生活習慣との関わりが強いとされています。



※平成28年度 千葉県衛生統計年報(人口動態調査)第7-3表死亡数、死亡の場所、死因(11位)・市町村別より作成

オ 3歳児のむし歯のない児童の割合(千葉県歯科保健実態調査の結果)

むし歯のない3歳児は年々増加傾向にあります。



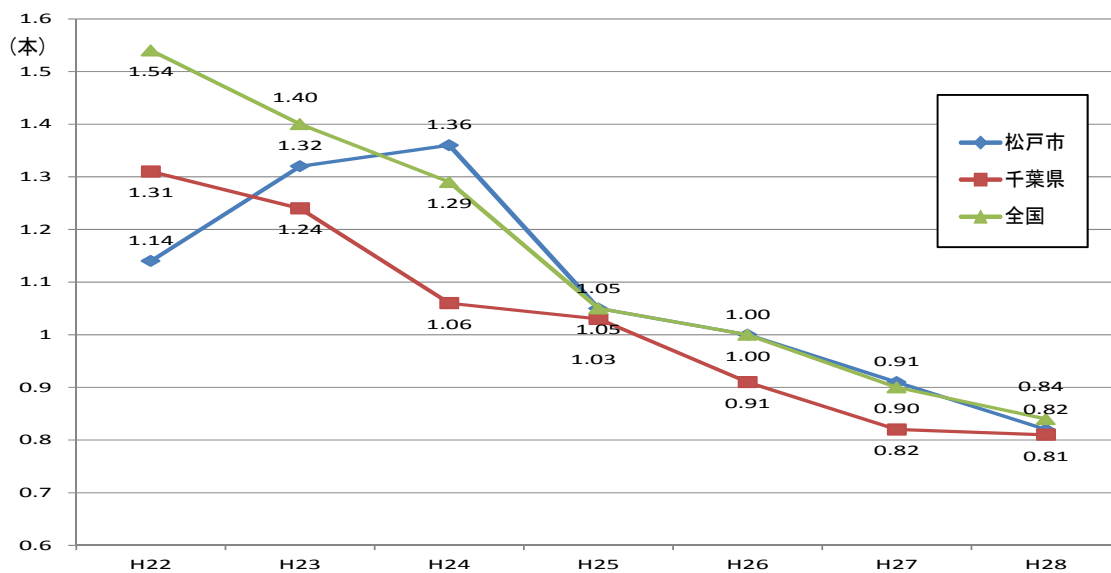
※平成22年～平成28年度千葉県市町村歯科健康診査(検診)実績報告書より作成

全国データは平成22年度～平成27年度 地域保健・健康増進事業報告(地域保健編)市区町村表による

カ 12歳児の平均むし歯本数(千葉県児童生徒定期健康診断結果)

本市の水準は、近年では全国、千葉県と同水準となっています。

料理をよくかんで食べることで、健康な歯の維持につながります。



※平成 22 年～平成 28 年度 千葉県児童生徒定期健康診断結果 4(1)永久歯の一人当たり平均むし歯数より作成

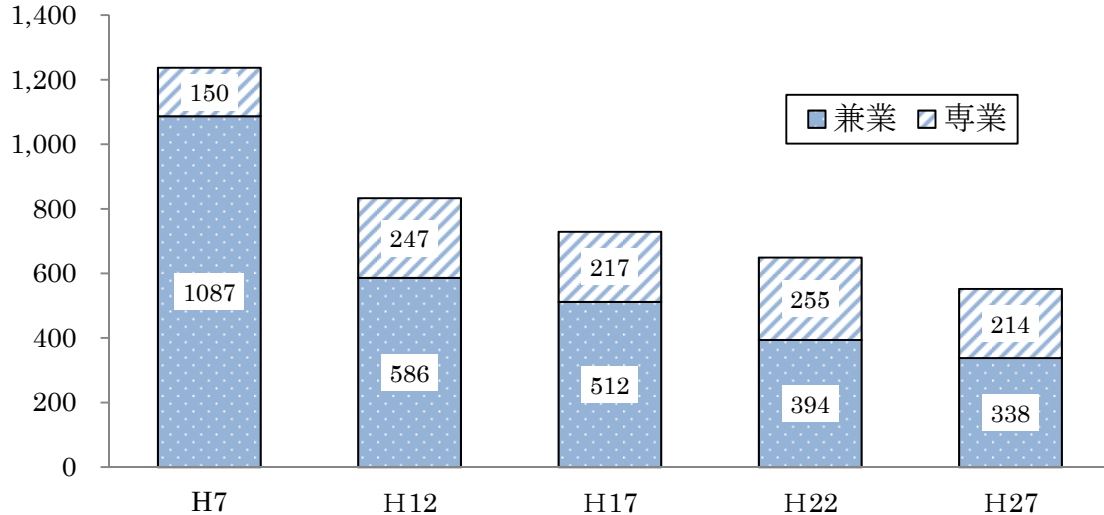
(2) 松戸市の農業の現状

本市は都心から 20 km圏内にあり総面積約 61.38 k m²、農地面積 565ha、農業者数 1,584 人を数え、野菜・果樹の生産地として都市型農業を行っています。

ア 農業の現況 (2015 年農業センサス)

(ア) 農家戸数

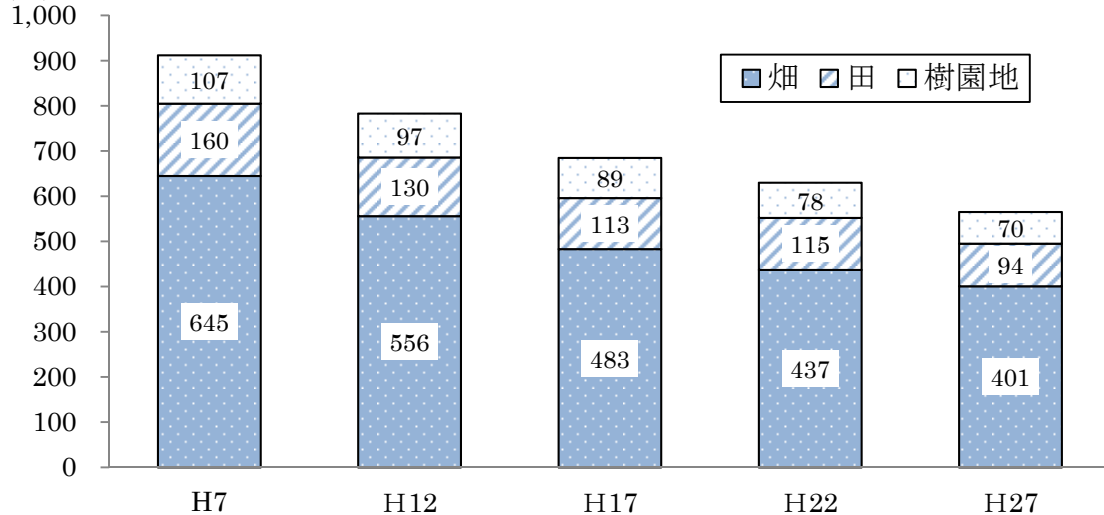
(戸)



農家戸数は、平成 7 年には 1,237 戸であったものが平成 27 年には 552 戸となっており、55%の減少となっています。

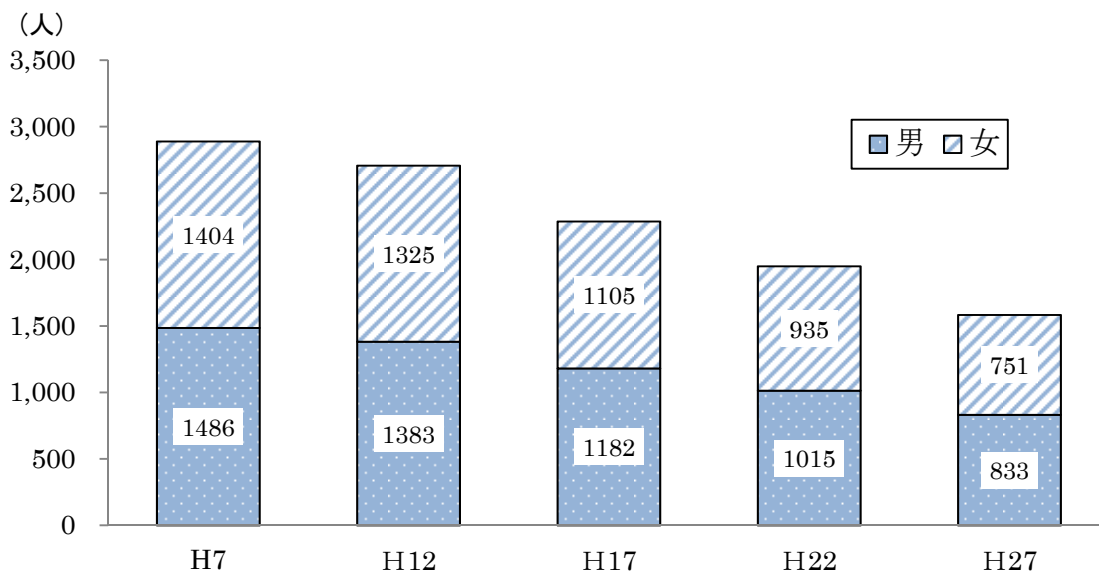
(イ) 経営耕地*面積 (ha)

(ha)



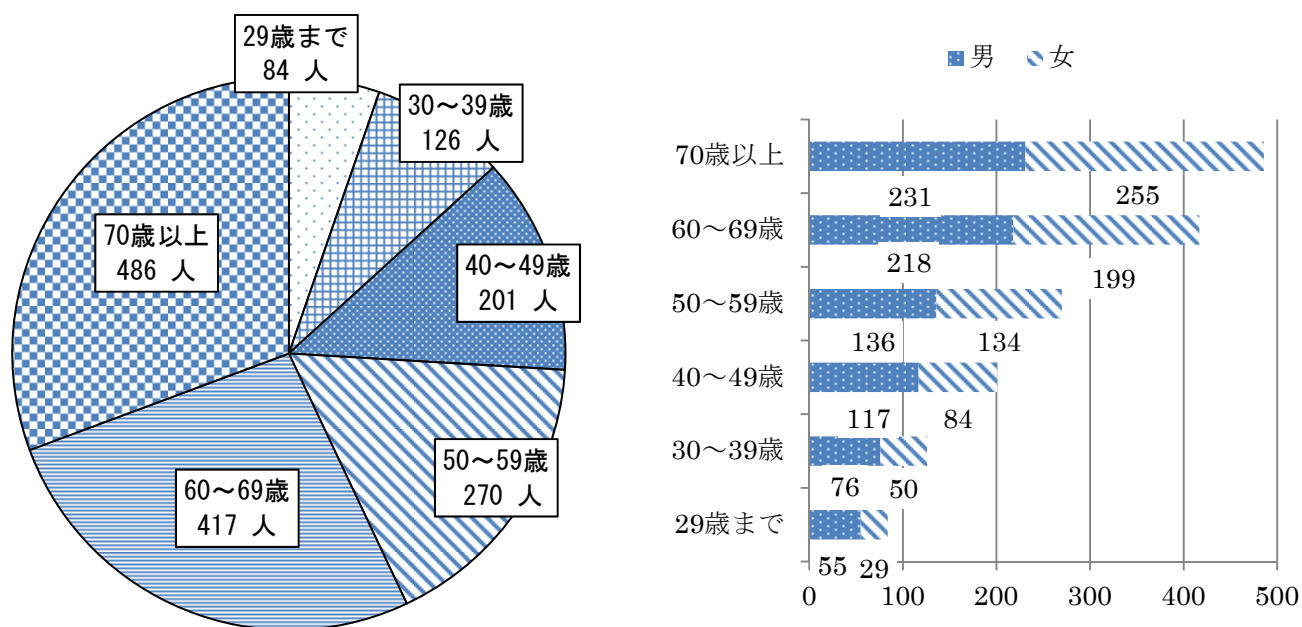
経営耕地*面積は、平成 7 年には 912ha であったものが平成 27 年には 565ha となっており、38%の減少となっています。

(㊦) 農業従事者数



農業従事者は、平成7年には2,890人であったものが平成27年には1,584人となっており、約45%の減少となっています。

(㊧) 年齢層別農業従事者数(H27)



年齢層別農業従事者数は、70歳以上が486人で農業従事者全体の約31%、60歳以上を含めると903人で約57%となります。

イ 特産(「まつどの農業」より)

(ア) あじさいねぎ

小金地区では江戸時代から長ねぎの栽培が行われていましたが、昭和50年頃から重くて収穫作業が大変な長ねぎの代わりに、軽くて高く売れる葉ねぎの栽培が盛んになりました。「あじさい寺」の名で有名な本土寺にちなんで「あじさいねぎ」と名付けられました。葉色が濃く、白身にも冴えがあり、品質の良いものが選び出され「あじさいねぎ」として出荷・販売されています。



(イ) 矢切ねぎ

矢切地区でねぎが本格的に栽培されるようになったのは、明治3、4年頃といわれています。今の東京都江東区砂町から「千住ねぎ」の種を譲り受け栽培したところ、江戸川が洪水で氾濫したときに上流から運ばれた砂と土がちょうどよく混ざり栽培に適したことから、年々作付けも増えて明治12、13年頃からは市場へ出荷されるようになりました。



(ウ) 二十世紀梨

千葉県で梨の栽培が始まったのは江戸時代で、今の市川市八幡からといわれており、これが周辺地域に広がり松戸でも栽培されるようになったようです。「二十世紀梨」は明治21年に八柱村(今の松戸市大橋)の松戸覚之助少年(当時13歳)が親類の家のごみ捨て場で偶然見つけた苗木を育て、10年後に収穫に成功したものです。この梨は、色が白く上品でおいしいと評判になり全国に広がり始めました。そして、「二十世紀に王座をなす梨になるであろう」という意味で「二十世紀」と命名されました。今では、本市で作られている梨の種類は、幸水、豊水、新高がほとんどで二十世紀梨は少ししか作られていませんが、松戸市梨研究会を中心に二十世紀梨復活の試みをしています。「二十世紀梨」というと鳥取県が有名ですが、そのルーツは松戸です。



おいしい
(エ) 樋野口覆下こかぶ

樋野口でかぶが本格的に栽培されるようになったのは、大正13年頃といわれており、今の東京都葛飾区で全盛を誇っていた「金町覆下こかぶ」の種を譲り受け栽培したのが始まりです。その後、栽培技術の改善と品種の改良に努力した結果、「樋野口覆下こかぶ」という優良品種が生まれ、「全国農産物品評会」において農林水産大臣賞を三度受賞しています。

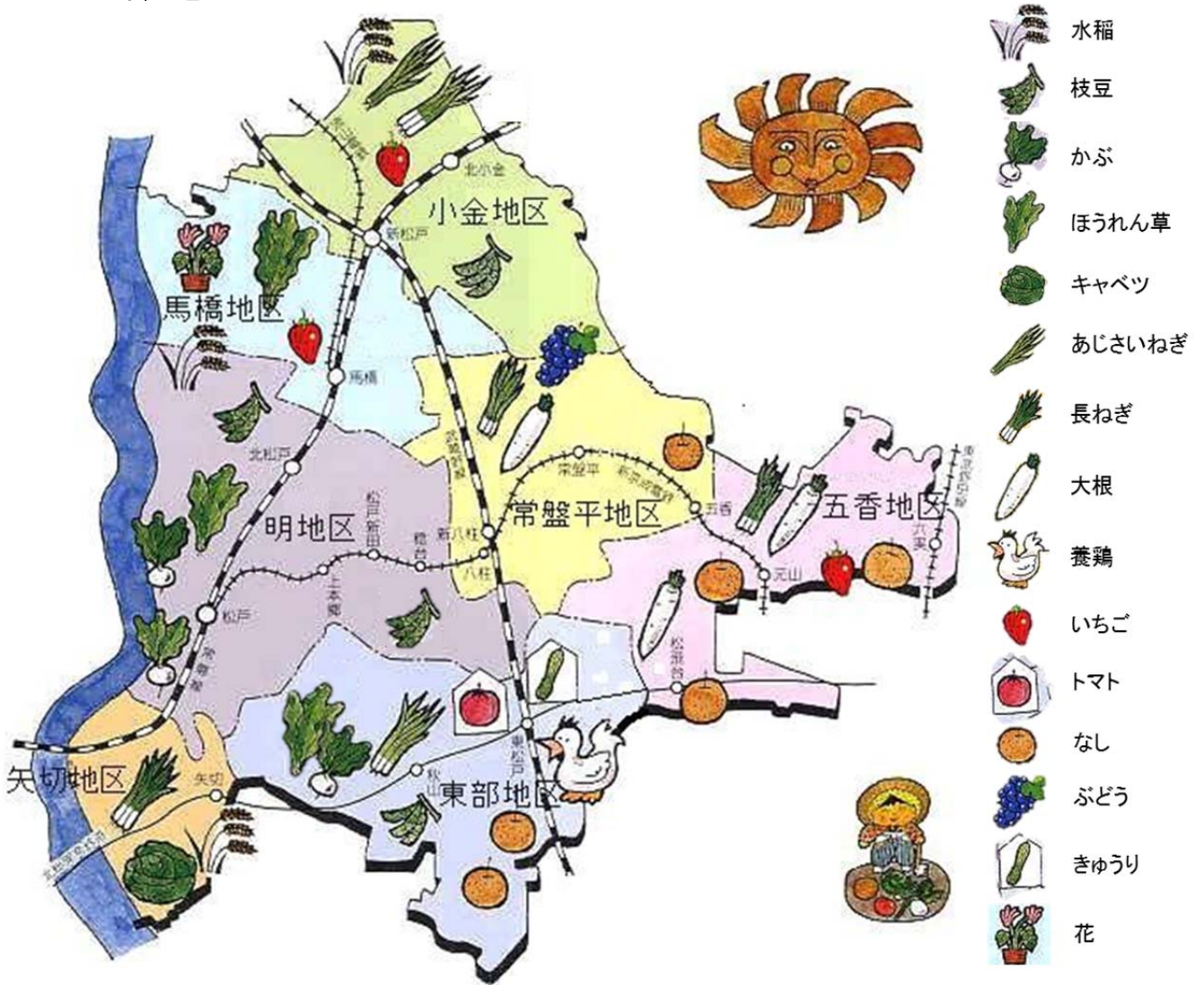


(オ) 松戸えだまめ

本市は、県内でも有数の枝豆生産地であり、市内全域で、茶豆系、青豆系の多品種が積極的に栽培されております。ハウス栽培では、早ければ4月下旬頃から出荷が始まり、11月上旬頃まで、期間を通して安全・安心で新鮮な枝豆が栽培されています。平成29年に松戸市農産物ブランド化推進協議会で「松戸えだまめ」推奨マークが制定されてからは、一定の要件を満たした農家は、このマークを出荷用袋に貼付することができ、松戸市産の枝豆を市内外へPRしてブランド化を推進しています。



主な産地



松戸市都市農業振興協議会パンフレットより

みのりちゃん
とは

市では松戸産農産物にシンボルマークに「みのりちゃん」、キャッチフレーズに「松戸いきいき地場野菜・果実」を定め、松戸産農産物のブランド化を推進しています。

また、併せて「地産地消*」も推進しています。シンボルマークなどは一定の要件を満たした農産物に表示されます。



主要産地が松戸の千葉県農産物全国ランキング(平成 27 年)

全国第 1 位

品目	産出額	全国に占める割合	上位県		県内主要産地
			第 2 位	第 3 位	
ねぎ	209 億円	13%	埼玉県	茨城県	松戸、柏、山武
えだまめ (未成熟)	52 億円	13%	山形県	埼玉県	松戸、野田、船橋
かぶ	39 億円	29%	埼玉県	青森県	松戸、柏、東庄

全国第 2 位

品目	産出額	全国に占める割合	上位県		県内主要産地
			第 1 位	第 3 位	
だいこん	132 億円	13%	北海道	青森県	銚子、松戸、旭

全国第 6 位

品目	産出額	全国に占める割合	上位県			県内主要産地
			第 1 位	第 2 位	第 3 位	
こまつな	19 億円	6%	埼玉県	茨城県	福岡県	千葉、船橋、松戸

千葉県農林水産業の動向-平成 29 年度版-より

千葉県農業産出額上位 10 品目(平成 27 年)

	品目	H27 産出額	全国 に占 める 割合	全国 順位	上位県			県内主要産地
					第 1 位	第 2 位	第 3 位	
1 位	米	567 億円	4%	7 位	新潟県	北海道	秋田県	香取、旭
2 位	豚	490 億円	8%	3 位	鹿児島県	宮崎県	千葉県	旭、香取
3 位	鶏卵	427 億円	8%	2 位	茨城県	千葉県	鹿児島県	君津、銚子
4 位	生乳	243 億円	3%	5 位	北海道	栃木県	熊本県	南房総、千葉
5 位	ねぎ	209 億円	13%	1 位	千葉県	埼玉県	茨城県	松戸 、柏、山武
6 位	かんしょ	191 億円	19%	2 位	茨城県	千葉県	鹿児島県	香取、成田
7 位	トマト (ミニト マト含 む)	149 億円	6%	4 位	熊本県	北海道	愛知県	旭、白子、一宮、 八街
8 位	日本なし	141 億円	18%	1 位	千葉県	茨城県	鳥取県	市川、白井、 鎌ヶ谷
9 位	だいこん	132 億円	13%	2 位	北海道	千葉県	青森県	銚子、 松戸 、旭
10 位	ほうれん そう	127 億円	13%	1 位	千葉県	埼玉県	茨城県	野田、柏、船橋

千葉県農林水産業の動向-平成 29 年度版-

(3) アンケート調査結果

調査結果については、別冊報告書で詳細な分析を行っています。なお、指標及び目標値に係る集計結果については、本報告書に掲載しています。

ア 調査概要

(ア) 市民アンケート調査

調査地域：市内全域

調査対象：市内在住の20歳以上の市民3,000人

抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出

調査方法：郵送調査法(自記式)

調査期間：平成28年7月1日～7月31日

(イ) 大学生アンケート調査

調査対象：千葉大学園芸学部、聖徳大学児童学部、日本大学松戸歯学部、
流通経済大学経済学部・流通情報学部の学生

抽出方法：各大学、100人以上で依頼

調査方法：各大学において留置調査法(自記式)

調査期間：平成28年7月1日～7月31日

イ 調査結果

(ア) 市民アンケート調査

調査票送付数：3,000人

回収数：1,288人

回収率：42.9%

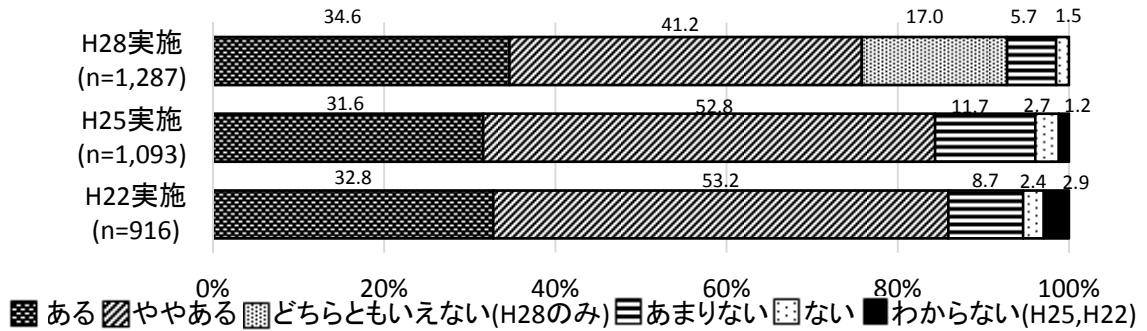
(イ) 大学生アンケート調査

回収数：674人

ウ 市民アンケート調査結果抜粋

(ア) 食育に関心を持っている割合

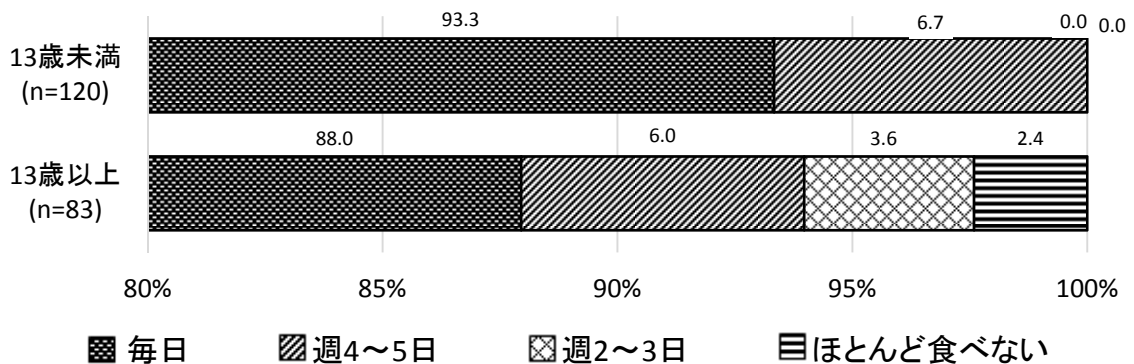
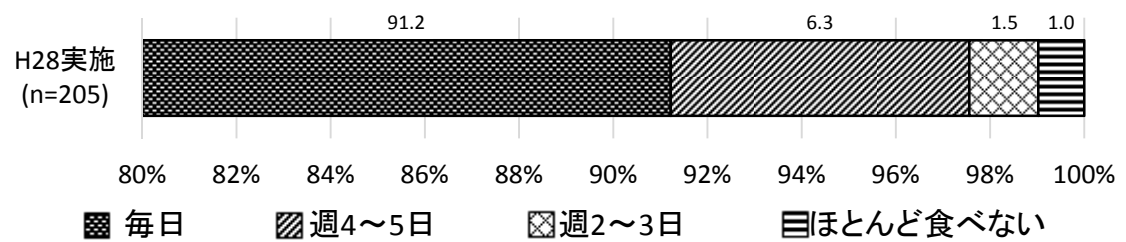
食育への関心は、4分の3が肯定的な回答をしている



(イ) 朝食を欠食する子どもの割合(1週間のうち、朝食を食べる回数を調査)

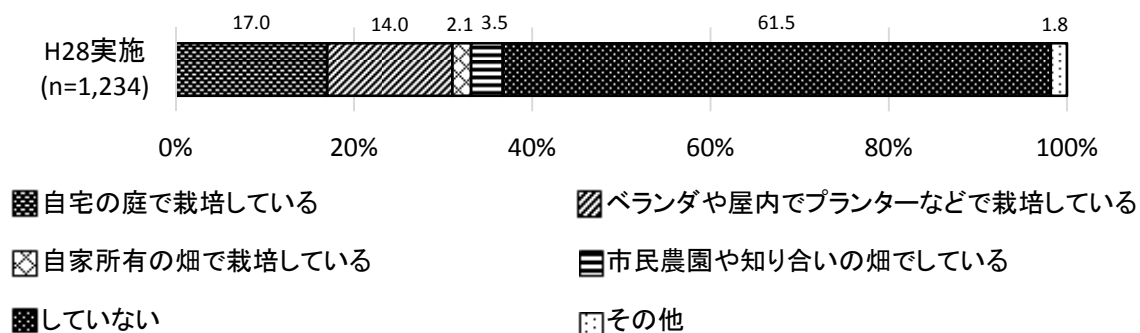
全体の9割以上が毎日朝食をとっており、「ほとんど食べない」との回答は1%と少ない割合であるが、13歳以上になると毎日とっている割合は9割を下回り、ほとんど食べない割合も増えている。

(※回答は小学生から高校生までの子どもがいる保護者、6歳から13歳未満の子どもと13歳から18歳の子どもで比較を行った。)



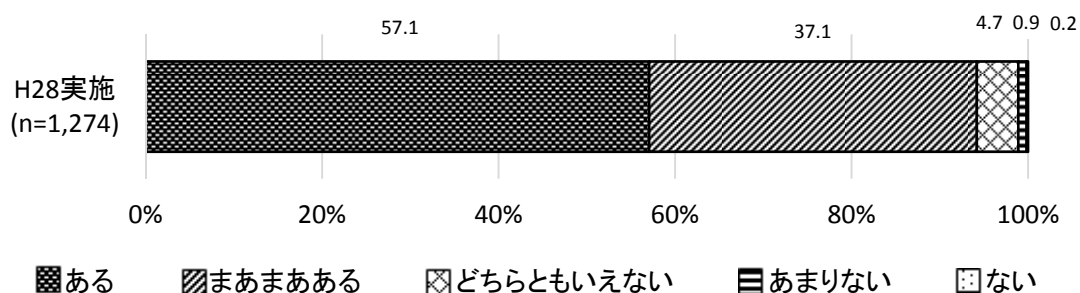
(㊦) 農作業体験を趣味とする市民の割合

野菜や果物を栽培していないという回答者が6割以上を占めているが、第2次計画策定時アンケートの類似の質問との割合に大差はない。



(㊧) 食の安全確保に関心のある市民の割合

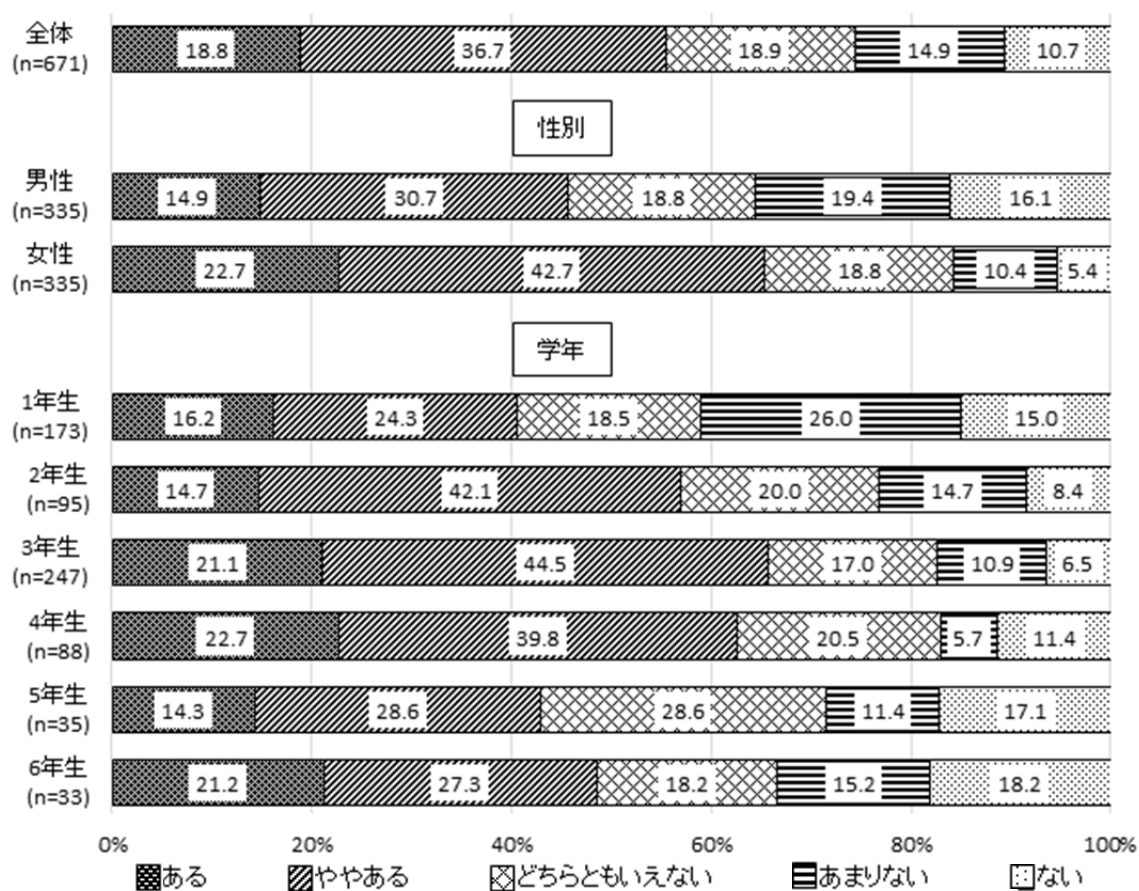
関心が「ある」と「まあまあある」を合わせると9割を超えている。



エ 大学生アンケート調査結果抜粋

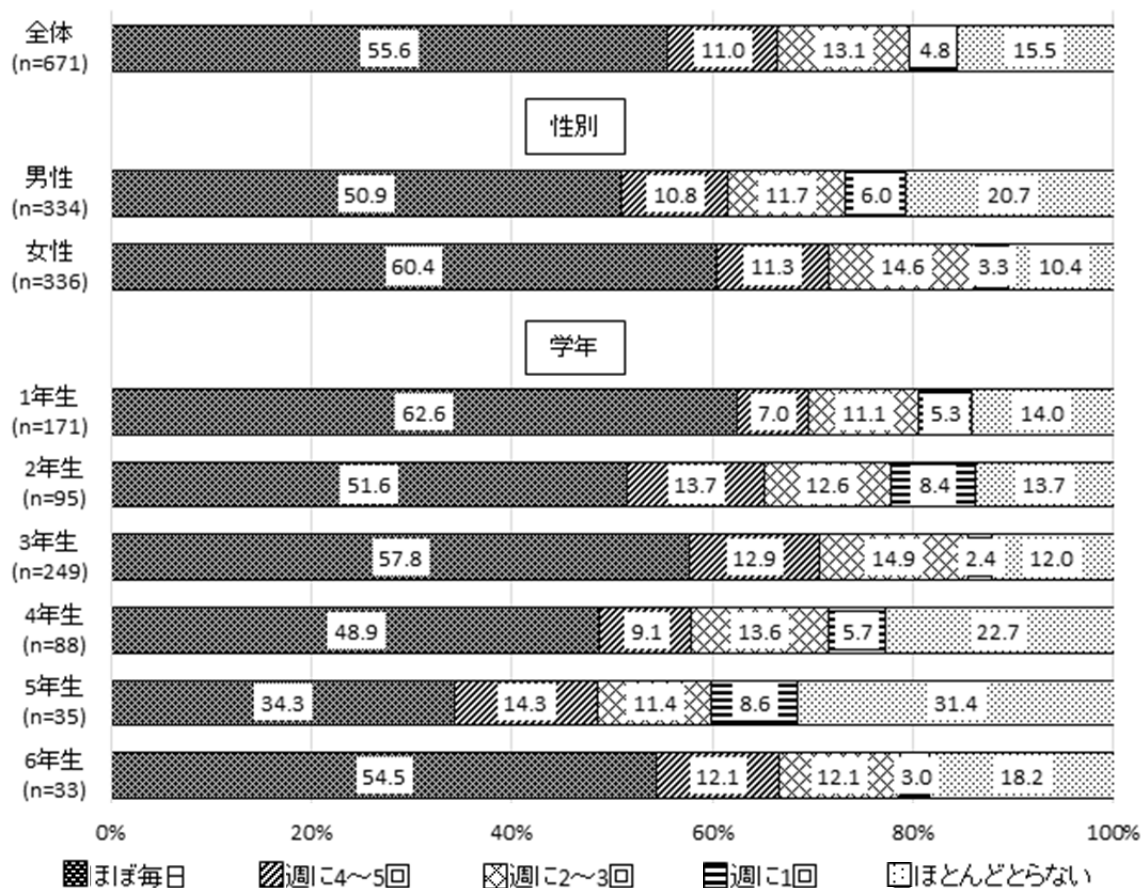
(ア) 食育に関心を持っている大学生の割合

「ややある」を含めると、全体の半数以上が食育に関心を示しており、男女別では女性の関心が高い。学年別では、3年生まで次第に高くなっていく。



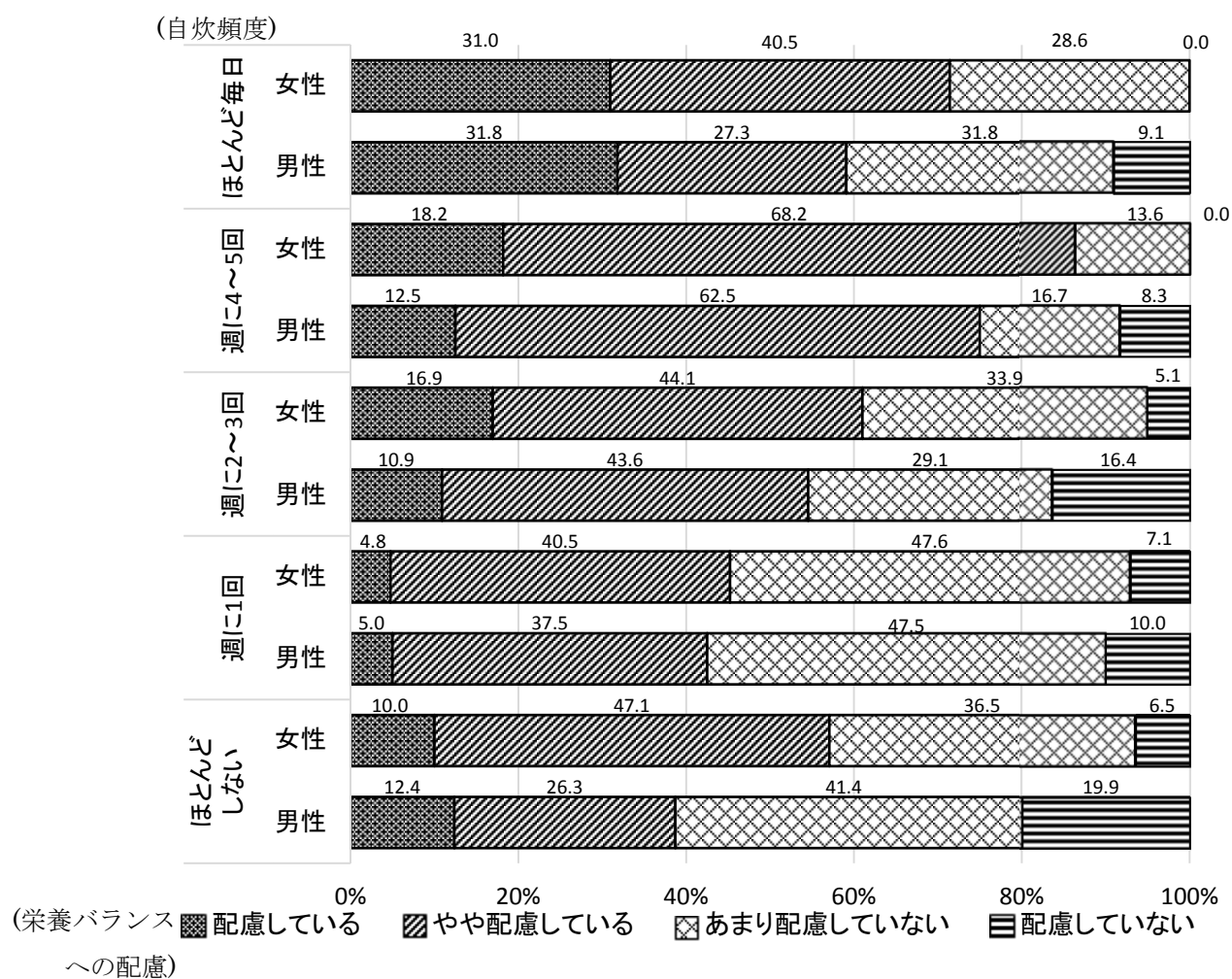
(イ) 朝食をとっている大学生の割合

全体の半数以上が、ほぼ毎日朝食をとっているが、男女別では女性で6割と高い。また、学年が進むとその割合は低下する傾向にある。



(ウ) 自炊頻度×栄養バランスへの配慮×性別

自炊頻度と栄養バランスへの配慮および性別との関係については、総じて、女性の方が栄養バランスへの配慮を行っていることと、自炊頻度が高いほど栄養バランスへの配慮も高まる傾向が読み取れる。



2 第2次計画の評価と課題

(1) 指標とした項目の評価

第2次松戸市食育推進計画では、4つの指標と目標値を設定し、計画を推進しました。

目標値を達成した項目は「食育のうち、食の安全確保について関心のある市民の割合の増加」1つでした。その他の項目については、目標値には届かず、前回調査時と同等または数値が低下した状況となっています。

	項目	第2次計画策定時の 数値(H26)	目標値	現状値	達成 状況	現状値の出典
1	食育に関心のある 市民の割合の増加	83.6%	90%	75.8%	C	「食育」に関する 市民アンケート(H28)
2	朝食を欠食する子 どもの割合の減少	小学2年生* (H24)1.0%	0%を 目指す	1.2%	C	食事に関するアンケート 調査(H27)
		小学5年生* (H24)2.4%		3.4%	C	
		中学2年生* (H24)4.8%		4.9%	C	
3	農作業体験を趣味 とする市民の割合 の増加	36.6%	50%	36.6%	C	「食育」に関する 市民アンケート(H28)
4	食育のうち、食の 安全確保について 関心のある市民の 割合の増加	41.9%	90%	94.2%	A	「食育」に関する 市民アンケート(H28)

※第2次計画策定時の数値のうち、朝食を欠食する子どもの割合の数値は、食事に関するアンケート調査(H24)より

【達成状況】

A:達成できた B:達成できなかったが改善した C:達成できなかった

(2)モデル事業

本市では、第2次松戸市食育推進計画の3つの基本目標を達成するためにモデル事業を実施しました。

基本目標

① 食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける

② 地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ

③ 選食力*を養い、よくかんで食べ、心も体も健やかに

1 食育かるた

食に関する知識を高めてもらうことを目的に「食の大切さ、のぞましい食習慣」「松戸でとられる食材の魅力」「選食力やよくかんで食べる」といったことなど、食に関連した読み札を松戸市内在住、在勤者から募集し、応募があった882作品の中から34句を聖徳大学の学生が選定し、残りの10句についても学生が読み句の制作を行いました。

また、絵札についても子どもから大人まで楽しめるイラストを聖徳大学で制作し、平成28年度に「食育かるた」が完成しました。製品化されたかるたは市内保育所、幼稚園、小学校等で活用され、普及を進めてきました。



2 レシピコンテスト

家族と一緒に地元産の食材を使用した料理を考え、実際に調理することにより、地産地消*への理解・関心を高め、食の大切さを見直し、食を通じた家族のコミュニケーションを醸成することを目的に実施しました。

299 作品の応募があり、書類審査で 10 作品を選考し、平成 28 年 1 月 28 日に、2 次審査として実際に調理をしていただきました。その成果品の一つとして、レシピ集を作成し、本市ホームページ上で公開しています。



3 松戸食育まつり

食の大切さを見直し、のぞましい食習慣について学んでもらうことを目的に、子どもとその保護者を対象として平成 28 年度は、6 月 18 日(土)、平成 29 年度は、6 月 10 日(土)に開催しました。

清涼飲料水の糖度測定コーナーや歯みがき指導コーナーなど、体験しながら食について学べるコーナー、食育劇の観覧、聖徳大学と協働で制作した「松戸市食育かるた」体験コーナーなど、子どもから大人まで楽しみながら食育を学べる「松戸食育まつり」を実施しました。



4 農業体験

種まきから収穫、試食までの一連の流れを経験することにより、地域でとられる食材の魅力を知り、日々の食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食事に至るまでに生産者を始めとして多くの人々の苦労に支えられていることを実感することを目的に「農業体験」を実施しました。

開催日 (H28)	【1回目】平成28年5月14日(土)	開催日 (H29)	【1回目】平成29年5月14日(日)
	【2回目】平成28年7月10日(日)		【2回目】平成29年7月16日(日)
	【3回目】平成28年8月27日(土)		【3回目】平成29年8月27日(日)
	【4回目】平成28年10月29日(土)		【4回目】平成29年10月15日(日)
場所	21世紀の森と広場 みどりの里		



5 既存イベントの拡充

「食育」を周知するため、市で実施しているイベントで展示による食育の啓発だけでなく「箸を使った豆運び」「350g野菜摂取量クイズ」など体験型ブースを実施することにより、食について、より楽しみながら学べるよう、イベントの拡充を図っています。

【松戸まつり】

開催日 (H27)	平成27年 10月4日(日)	開催日 (H28)	平成28年 10月2日(日)	開催日 (H29)	平成29年 10月8日(日)
--------------	-------------------	--------------	-------------------	--------------	-------------------

【松戸モリヒロフェスタ】

—	—	開催日 (H28)	平成28年 10月8日(土)	開催日 (H29)	平成29年 11月3日(金・祝)
---	---	--------------	-------------------	--------------	---------------------

【まつど大農業まつり】

開催日 (H27)	平成27年 11月23日(月・祝)	開催日 (H28)	平成28年 11月23日(水・祝)	開催日 (H29)	平成29年 11月23日(木・祝)
--------------	----------------------	--------------	----------------------	--------------	----------------------

(3)モデル事業の評価

○基本目標1. 食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける

モデル事業	実績値	評価	課題
レシピコンテスト (平成28年 1月実施)	応募 281名 作品 299作品 ・うち給食採用 2作品 ・レシピ集作成	地元産の食材を使い、親子でオリジナルレシピを考案することで、世代を越えて地元の野菜への理解・関心が高まり、食の大切さを見直す機会となった。	作成した松戸産野菜を使ったレシピ集を活用し、地元食材の理解・関心を高めてもらうため、今後もイベント等での普及啓発が必要である。
松戸食育まつり (平成28年 6月開催)	保護者 154名 子ども 144名 <u>来場者計 298名</u>	様々な視点から捉えた食育ブースを体験してもらうことで、子どもから大人まで食育を楽しみながら学ぶきっかけにつながった。	体験型ブースに加え、食の大切さや食習慣について、専門職からの分かりやすい説明も食育の推進には必要である。
松戸食育まつり (平成29年 6月開催)	保護者 185名 子ども 187名 <u>来場者計 372名</u>	参加者のほとんどが、食の大切さについて関心を持つきっかけとなったという意見であり、子どもだけでなく大人も食育を学ぶ良い機会となった。	今後、継続的に開催し市民の食育への理解・関心を高めていくために、開催内容や周知方法について更に検討していく必要がある。
食育かるた (平成29年 1月制作)	市民等から読み句を公募 応募 237名 (882作品) 小学校等への 配付 224箇所 902部	食育についての内容が網羅されたかるたを、学官協働で制作し、市内の児童施設等で有効に活用されている。制作過程やかるた普及活動がマスコミに取り上げられるなど、少しずつ周知がされてきている。	子どもへの活用だけではなく、大人にも活用してもらえようような、普及方法等を検討する必要がある。

○基本目標 2. 地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ

モデル事業	実績値	評価	課題
<p>農業体験 (平成 28 年 5 月～10 月 計 4 回実施)</p>	<p>応募者 29 名 参加者 29 名</p>	<p>くわを使った畑作りから、種まき、除草、収穫まで普段できない体験となり、地元で採れる野菜の種類や農作物の成り立ちを学習できた。 収穫までには時間を要し体力も使うことを体験し、生産者の苦勞を知ることができた。</p>	<p>参加者が食の成り立ちを学ぶ機会としては効果は高かった。農業を体験することにより、食に対する理解が深まるような方法を検討する必要がある。</p>
<p>農業体験 (平成 29 年 5 月～10 月 計 4 回実施)</p>	<p>応募者 50 名 参加者 33 名</p>	<p>前回、体験していない子どもに参加してもらっているが、前回と同様に学びの機会となり、天候によっても農作物の成り立ちに影響があることを体験できた。 また、学生ボランティアの参加により、学生自身も農業体験を通して食育の理解・関心を持つきっかけとなった。</p>	<p>市民農園や農家での農業体験、学生による運営など、その体験方法の検討が必要である。</p>
<p>食育かるた制作</p>	<p>再掲</p>		
<p>レシピコンテスト</p>	<p>再掲</p>		

○基本目標3. 選食力*を養い、よくかんで食べ、心も体も健やかに

モデル事業	実績値	評価	課題
「松戸版食事バランスガイド*」配布 ・平成28年度、29年度 (松戸食育まつり、松戸まつり、松戸モリヒロフェスタ) ・平成28年度 (まつど大農業まつり)	2,304名	各イベントにおいて、1日に何をどれだけ食べたらよいかの目安となるガイドを多くの市民に配布し、市民の健康づくりに活用できるよう啓発を行なった。	配布したものを興味を持って読んでもらうためには、専門職からポイントをアドバイスするなど、声かけによる啓発をするなどの検討も必要である。
「くらしの豆知識」配布 ・平成28年度 (松戸食育まつり)	100名	食物アレルギーや食品表示*など、見たことはあるが内容は知らない、といったことについて、冊子の配布により周知・啓発を行なった。	
350g 野菜計量クイズ ・平成28年度、29年度 (まつど大農業まつり)	840名	1日に摂取が必要な野菜量をクイズ形式で体験し、実際の量を目にすることで摂取量を学ぶ機会となった。	1日に必要な摂取量の啓発はできたが、栄養バランスを考えた摂取の啓発の検討も必要である。
松戸食育まつり	再掲		
食育かるた制作	再掲		

○全体評価

モデル事業を実施する中で、イベントの開催により「食育」について関心を持つきっかけになっているとの評価はできるが、食の理解・関心を深められるよう継続的に食育活動を普及していく必要がある。食育は、一朝一夕に根付くものではないため、イベントの開催や啓発活動など、できることからコツコツと継続していくことが重要である。

第3章 第3次松戸市食育推進計画

- 1 基本理念
- 2 推進キャッチフレーズ
- 3 基本目標
- 4 基本施策
 - (1) 施策体系
 - (2) 重点事業
 - (3) 推進事業
- 5 計画の推進
 - (1) 推進体制について
 - (2) 指標及び目標値
 - (3) 今後のスケジュール
 - (4) パブリックコメントによる意見募集

1 基本理念

「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ために、市民が食の大切さや食の楽しさを改めて認識し、日頃の生活の中で健全な食生活を送る家庭や地域の姿を目指します。

2 推進キャッチフレーズ

「食育の『わ』を広げよう」

食は命の源であり、生きる喜びや楽しみを与えるだけでなく、食を通して各世代や地域、食に関わる関係機関をつなぐ輪ができます。また、食には食べ物の生産・流通・消費という循環もあります。

このような食に関連する「わ(輪・環)」を広げて食育を推進します。

3 基本目標

基本目標 1. 食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける

現代の食をめぐる状況はとても便利で豊かになりました。その一方で、食に対する感謝の念の薄れや食事マナーの低下、食べ過ぎ、偏食、孤食*など、様々な問題も生じています。

そのため、「食物を大切にする」「伝統的な食文化に触れる」「多世代で食を楽しむ」「生活習慣病*予防のための食生活をする」など、食の大切さを見直すとともに、のぞましい食習慣の推進を図ります。

基本目標 2. 地域で採れる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ

本市は全国に誇れる農産物を生産していますが、市民にはあまり知られていません。また、食物が口に入るまでの生産・流通過程を知らない市民も多いと思われます。本市は都市部で農地が少ないことや農作業に触れる機会が少ないことがその要因の一つと考えられます。

そのため、市民の農業体験の機会を増やしたり、地元産をPRして地産地消*の促進を図るなど、食材の魅力や生産・流通過程を学ぶ機会を増やします。

基本目標 3. 選食力*を養い、よくかんで食べ、心身の健康を保つ

食は健康の基本です。バランスのよい食事を適量に、よくかんで、楽しみながら食事をするのが大切です。しかしながら、生活の多様化により食事の時間、内容、調理形態(手作り、外食など)なども様々なことから、食生活の乱れも問題となっています。

生涯を通じて食に関心を持ち、自分の食生活について自ら適切に判断・選択し、年齢に応じたのぞましい食生活を送ることで心身の健康維持を図ります。

4 基本施策

(1) 施策体系

基本目標 1 「食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける」

① 食品ロスの削減等、食の循環を意識した取組を推進する

一人ひとりが食べ物大切さを再認識し、「もったいない」の精神を心がけ、食の循環を意識できるように取組を推進していきます。

② 伝統的な食文化に関する知識習得の機会を増やす

旬を知り、食卓を季節感で彩り、五感をつかって食を味わうことを子どもたちに伝えていく機会を増やします。

③ 友人や家族等、多世代で食を楽しむ機会を増やす

食卓は食事マナーとともに心も育てる場ととらえ、友人や家族など皆で食事を楽しむ機会を増やします。

④ 若い世代に対する食育を促進する

アンケート調査において、若い世代(18歳から39歳)の食育に関する関心が他の世代と比較して低いため、特に若い世代に対する食育を推進します。

⑤ 保育所、幼稚園、学校等の給食を活用した「食に関する指導」を促進する

給食は食の大切さを見直す貴重な機会になっています。学校等での取り組みを家庭に理解してもらい、地域全体で子どもたちを健やかに育むための連携を図ります。

基本目標2 「地域で採れる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ」

① 地元産の野菜の直売情報を提供し、地産地消*を促進する

地域で生産された安心で安全な農産物の販路の拡大や安定供給を図っていきます。

② オーナー農園、市民農園等の農業体験活動を促進する

野菜の収穫体験や、種まきから収穫までの農作業を通じて、野菜の生長過程の学びや食べ物を大切にする心を育む機会となるように、農業体験活動を促進します。

基本目標3 「選食力*を養い、よくかんで食べ、心身の健康を保つ」

① 「食生活指針」の普及啓発を促進する

国では食事を楽しむことやバランスの良い食事をとること、郷土の味を継承することなど、食生活に関する指針を提示しています。本市では市民の皆さんに食育を身近に感じ実践してもらえるよう「松戸版食事バランスガイド*」などにより普及啓発を図ります。

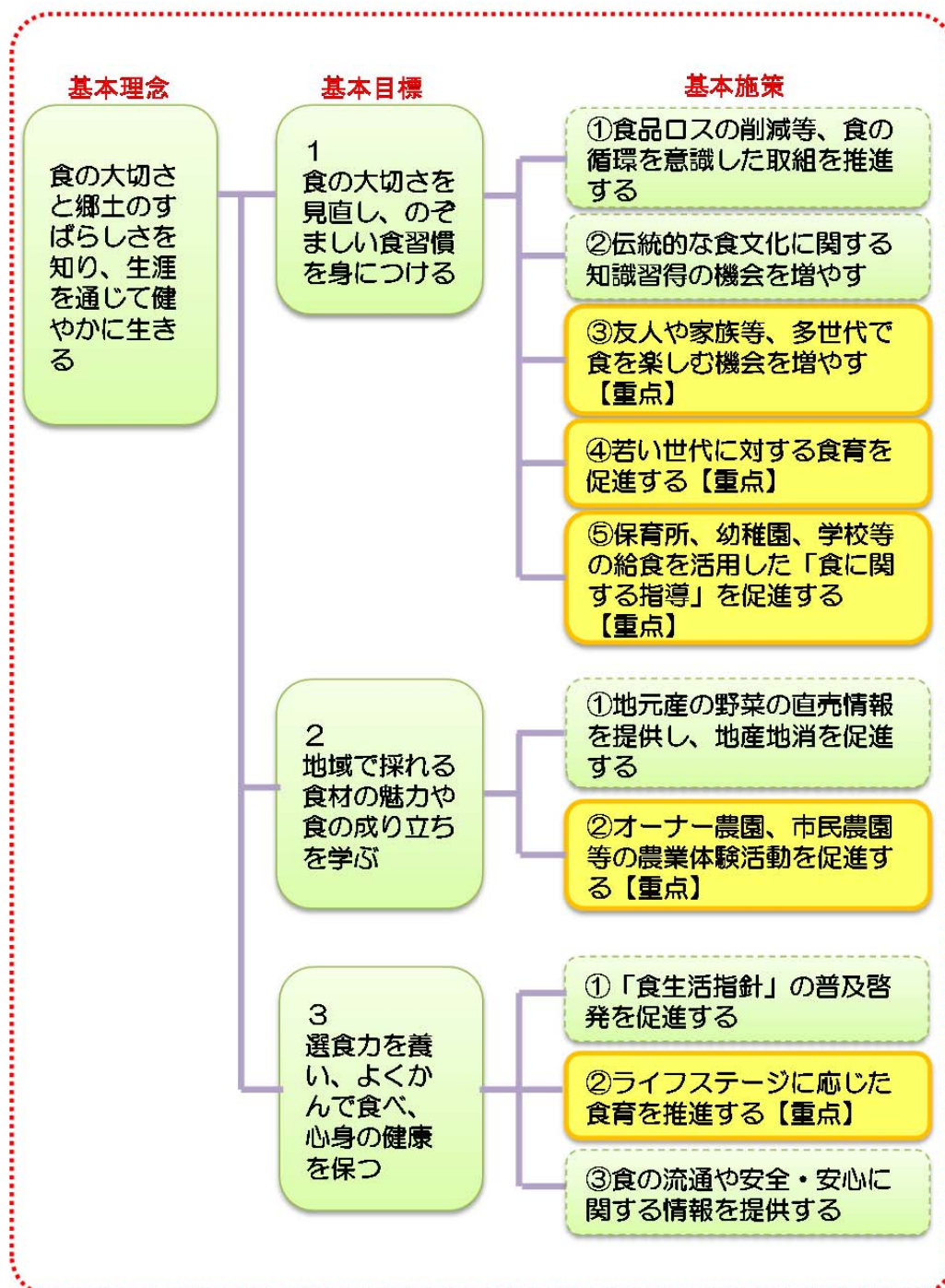
② ライフステージ*に応じた食育を推進する

乳幼児期から高齢期に至るまで、心身の状態や生活スタイルなどは各年代によって異なります。そのため、食生活も各ライフステージ*に応じたものを取り入れて実践できるように推進していきます。

③ 食の流通や安全・安心に関する情報を提供する

消費者として食の安全を市民自ら判断し食材を選択できるように、食品の情報(食品表示*など規定のものを含む)や食中毒情報などを提供していきます。

<施策体系>



(2)重点事業

食育をより推進していくために、それぞれの基本目標の中に「重点」事業を設定します。

基本目標1 「食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける」

- ③ 友人や家族等、多世代で食を楽しむ機会を増やす
- ④ 若い世代に対する食育を促進する
- ⑤ 保育所、幼稚園、学校等の給食を活用した「食に関する指導」を促進する

いろいろなコ食	
孤食	一人で食べる
小食	少量食べる
個食	家族別々に好きな料理を食べる
粉食	パンや麺など粉ものの食べ物
濃食	味の濃い食事を食べる
固食	固定した料理が多い
戸(外)食	歩きながら食べられる料理
混食	和洋中にこだわらずに出来た料理
娛食	栄養より楽しむことに重きを置く食事
子食	かわいい演出をねらった食事
五食	朝、昼、夜、おやつ、夜食の5食、摂ること



食に関する指導

保育所(園)・幼保連携型認定こども園・幼稚園

地域の食材や旬の食材をなるべく給食へ取り入れる。また、野菜の皮むきを子ども達が行う等、食材との触れ合いの機会を大切にする。

調理員や栄養士と関わることで、給食ができるまでの経緯に関心を持てるよう配慮する。

小学校

近年、食生活のみだれや肥満などの、食生活に関わる問題が取り沙汰されている状況を踏まえ、小学校の段階から食生活に対する正しい知識を身に付け、健康な生活を送ることができるよう「食に関する指導」の充実を目指す。

季節に応じた花見給食や行事食(ひな祭りなど)又、様々な料理を楽しめるバイキング給食など、趣向をこらしたメニューでの給食も折に触れて実施する。

中学校

生活の基本である食事についての望ましいあり方を求め、自ら心身の健康づくりに努める態度や能力を育てる。

・自ら考えて栄養摂取に努め、家庭での食生活にも自ら関わっていく態度の育成を図る。

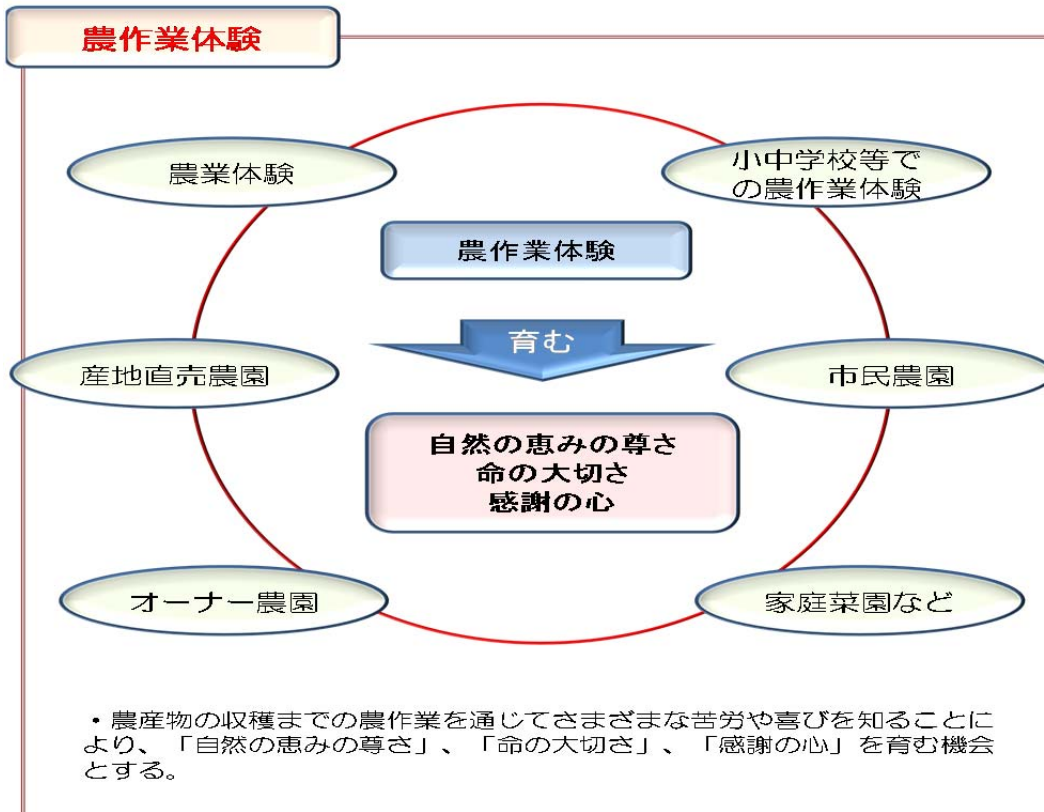
・食事を通しての人との交わりの中で人間的ふれあい、自己決定、個人差の尊重など生徒指導の機能を生かす。

・望ましい食習慣の形成についての啓発を行うなど、家庭との連携を図り、家庭における食生活の実情に即した指導を行う。

基本目標 2 「地域で採れる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ」

② オーナー農園、市民農園等の農業体験活動を促進する

農作業体験



・農産物の収穫までの農作業を通じてさまざまな苦勞や喜びを知ることにより、「自然の恵みの尊さ」、「命の大切さ」、「感謝の心」を育む機会とする。

基本目標3 「選食力*を養い、よくかんで食べ、心身の健康を保つ」

② ライフステージ*に応じた食育を推進する

ライフステージ別のポイント

乳幼児期(0～5歳)

身体の発育、味覚の形成、咀嚼*機能の発達が著しい時期です。発達の段階に応じて食べ物の形態や食べ方が変わります。この時期に適切な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な体を培う基礎となります。

学童期(6歳～12歳)

成長期にある児童にとって、のぞましい食生活は健康な心身をはぐむために欠かせないものであり、同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものです。

思春期(13歳～19歳)

心身共に成長し、食生活も大きく変化する時期です。将来にわたり健康な生活を送るための食習慣を確立する重要なこの時期に、これまで身につけた生活習慣や食に関する知識・技能を生かす必要があります。

成年期(20歳～39歳)

進学や就職などで一人暮らしを始める等、生活環境の変化が食生活に大きな変化を与える時期です。これまでの習得した知識を生かし、適正体重や栄養バランスに配慮した食事の実践が必要です。

妊娠期

妊娠期における望ましい食生活に取り組むことにより、生まれてくる子どもの生涯における健康づくりの基礎を確保することも大切です。

壮年期(40歳～64歳)

仕事や子育てなど社会や家庭において忙しい時期であるため、不適切な食生活になりやすく生活習慣病の発症のリスクが高くなりがちです。生活習慣病の発症予防と重症化を防ぐために適切な食生活に取り組むことが大切です。

高齢期(65歳～)

壮年期に引き続き、生活習慣病の発症予防や重症化を防ぐ必要があります。また、加齢による身体の変化もある時期のため、介護予防に配慮した食生活が大切です。咀嚼・嚥下機能を維持し、自分にあった食生活を実践することが必要です。

(3) 推進事業

基本目標 1. 食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける

①食品ロスの削減等、食の循環を意識した取組を推進する

一人ひとりが食べ物の大切さを再認識し、「もったいない」の精神を心がけ、食の循環を意識できるように取組を推進していきます。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
もったいない運動の推進	もったいない運動の推進を図る。	行政経営課	維持	維持
環境意識の向上	環境意識の向上	環境政策課	維持	維持
生ごみ処理容器購入の促進	生ごみ処理容器購入を促進する。	環境業務課	維持	維持

②伝統的な食文化に関する知識習得の機会を増やす

旬を知り、食卓を季節感で彩り、五感をつかって食を味わうことを子どもたちに伝えていく機会を増やします。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
二十世紀梨を通じた鳥取県との交流	松戸ゆかりの梨の歴史を知り、郷土への理解を深める。	文化観光国際課	維持	維持
食に関する本の選書	郷土食や食に関する本を図書館等に配置し、食育への関心を高める。	図書館	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
松雲亭の利用提供	国の重要文化財である戸定邸に隣接する茶室として利用者の文化的な教養、技術を向上させる。	戸定歴史館	維持	維持
常設展示・企画展示	市民や松戸の歴史を学びたい人を対象に、郷土の歴史・文化を紹介、展示する。	博物館	維持	維持

③友人や家族等、多世代で食を楽しむ機会を増やす

食卓は食事マナーとともに心も育てる場ととらえ、友人や家族など皆で食事を楽しむ機会を増やします。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
おやこ DE 広場・子育て支援センター	ランチタイムを設定し、利用者同士が交流しながら食事を楽しむ。	子育て支援課	拡大	拡大
おやこ DE 広場・子育て支援センター	レシピの提供やクッキング講座を行う。	子育て支援課	維持	維持
児童館・こども館	常盤平児童福祉館(中高生の広場)のイベントや野菊野こども館(中高生タイム)の「のぎくのクッキング」など、中高生がさまざまな食の体験ができるようにする。	子どもわかもの課	拡大	拡大
木もれ陽の森(バーベキュー場)	21 世紀の森と広場の木もれ陽の森で、緑に囲まれた敷地内でアウトドアクッキングを気軽に楽しむ機会を提供している。	21 世紀の森と広場管理事務所	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
料理教室	地区社協において、男性等を対象にした料理教室を実施する。	社会福祉協議会 (地域福祉課)	維持	維持
青少年教室 「お父さんと一緒にうどん作り☆」	お父さんと協力してうどんを作り、親子で一緒にうどんを食べます。	生涯学習推進課 (青少年会館)	維持	維持

④若い世代に対する食育の推進を促進する

アンケート調査において、若い世代(18歳から39歳)の食育に関する関心が他の世代と比較して低いため、特に若い世代に対する食育を推進します。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
親子クッキング教室	小学校3年生以上の子どもとその保護者を対象に、調理実習・試食という体験学習を通して食育の大切さを学ぶ。	健康推進課	維持	維持
おやこDE広場・子育て支援センター	栄養士や助産師を招き、離乳食等について学ぶ	子育て支援課	拡大	拡大
離乳食教室	月齢に応じた離乳食のすすめ方についての講話とデモンストレーションを行う。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
ママパパ学級開催業務	初妊婦とそのパートナーに対し、親になる自覚や子どもが健康に育つための親自身の食生活及び生活習慣の見直しを促す。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	拡大	維持
妊婦歯科健康診査	妊婦に対し、歯科健康診査を実施し口腔の健康意識の向上を図る	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
1 歳 6 か月健康診査	健康診断・健康相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけるための支援を行い、健康の保持増進を図る。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
3 歳児健康診査	健康診断・健康相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけるための支援を行い、健康の保持増進を図る。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭に早期に専門職がかかわり、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図り、乳児の健全な育成環境を整備する。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
育児相談	乳児期の親子が心身共に健やかに過ごし、離乳食や保護者の食生活をとおして、健康づくりの基礎をつくる。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
わんぱく 歯科くらぶ	2 歳から 3 歳 5 か月児とその保護者に対し適切なブラッシング法や、むし歯、歯周病予防のための食習慣を指導する。予防法としてフッ化物塗布*を行う。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
パパのための離乳食教室(成人講座)	子どもが食と親しむ最初の一步である離乳食について、実践しながら学ぶことで、子どもの食育に関心を持つようにする。	生涯学習推進課	維持	維持

⑤学校、保育所等の給食を活用した「食に関する指導」を促進する

給食は食の大切さを見直す貴重な機会になっています。学校等での取り組みを家庭に理解してもらい、地域全体で子どもたちを健やかに育むための連携を図ります。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
給食運営委員会	食育基本法*および食育基本計画に基づき、市立保育所として食育に取り組む。市立保育所の給食業務、および給食内容における問題点を把握し、解決にむける。	幼児保育課	維持	維持
給食の栄養指導・食育実践指導	「食に関する指導」を通して、児童・生徒に望ましい食生活について理解させ、保護者とともに食生活の基本である家庭食生活の改善を促す。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度 の状況	H30 年度以 降の方向性
学校給食に おける食育 の実践、地場 産物の活用	児童・生徒が自ら健康な 身体づくりができるよ う、学校給食を活用した 食育(食に関する指導) を実践していく。また、 地域でとれる食材の活 用や郷土料理の伝承に ついて理解を深め、家庭 や地域への啓発活動 を実践していく。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持

基本目標 2. 地域で採れる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ

①地元産の野菜の直売情報を提供し、地産地消*を促進する

地域で生産された安心で安全な農産物の販路の拡大や安定供給を図っていき
ます。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度 の状況	H30 年度以 降の方向性
観光梨園	松戸ゆかりの梨の歴史 を知り、郷土への理解を 深める。	文化観光国際課	維持	維持
農産物 ブランド化	松戸産農産物ロゴマーク である「みのりちゃん」 着ぐるみをイベント等で 活用し、松戸産野菜を周 知し、販売の促進を図る。	農政課	拡大	拡大
産地直売所	大農業まつり等で新鮮で 安全安心な地場野菜の販 売をすることで、市内農 家の直売を推進し、地場 野菜の消費拡大を図る。	農政課	拡大	維持

②オーナー農園、市民農園等の農業体験活動を促進する

野菜の収穫体験や、種まきから収穫までの農作業を通じて、野菜の生長過程の学びや食べ物を大切にする心を育む機会となるように、農業体験活動を促進します。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
オーナー 農園	これまでのオーナー農園事業を拡大し種まき・除草・収穫といった一連の作業に携わることで地産地消*・食育の推進を図り、都市農業への理解を求める。	農政課	維持	維持
農地活用 促進事業 (市民農園)	市民農園の利用普及を図り、市民の農業体験の場を増やす。	みどりと花の課	維持	維持
小中学校等 での農業体 験	総合的な学習や校外学習での農業体験及び栽培活動を通して、収穫の喜びを味わうなどして、食育の醸成を図る。	指導課	維持	維持

基本目標 3. 選食力*を養い、よくかんで食べ、心身の健康を保つ

①「食生活指針」の普及啓発を促進する

国では食事を楽しむことやバランスの良い食事をとること、郷土の味を継承することなど、食生活に関する指針を提示しています。

本市では市民の皆さんに食育を身近に感じ実践してもらえるよう「松戸版食事バランスガイド*」などにより普及啓発を図ります。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
食育推進 イベント の開催	食事バランスガイド*の普及、啓発を実施し、食育への認知、関心を高める。	健康福祉政策課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度 の状況	H30 年度以 降の方向性
成人歯科 健康診査	歯の喪失を防ぎ、生涯自 分の歯で食べられるよ うに、20 歳以上の市民を 対象に歯科健康診査を 実施する。	健康推進課	拡大	拡大
健康週間 (歯と口の健 康週間)	市民に口腔保健に関す る知識を普及啓発し、歯 の喪失を防ぎ生涯自 分の歯で食べられる方法 を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持
おやこ DE 広 場・子育て支 援センター	歯科衛生士による歯の 健康と食事の関連性な どについて話を聞く	子育て支援課	拡大	拡大
給食の栄養 指導・食育 実践指導 (再掲)	「食に関する指導」を通 して、児童・生徒に望ま しい食生活について理 解させ、保護者とともに 食生活の基本である家 庭食生活の改善を促す。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持

②ライフステージ*に応じた食育を推進する

乳幼児期から高齢期に至るまで、心身の状態や生活スタイルなどは各年代によつて異なります。そのため、食生活も各ライフステージ*に応じたものを取り入れて実践できるように推進していきます。

《乳幼児期(0～5 歳)》

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度 の状況	H30 年度以 降の方向性
障害児(者) 歯科保健指 導	障害児(者)施設におい て、通所児(者)や保護 者、施設職員に対して口 腔ケアの重要性やかむ ことの大切さについて 指導する。	健康推進課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
健康週間 (歯と口の健康週間) (再掲)	市民に口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯の喪失を防ぎ生涯自分の歯で食べられる方法を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持
歯科予防業務	4～5 歳児を対象に保育園、幼稚園等において集団でフッ化物洗口*を実施し、効果的に子どものむし歯を予防する。 合わせてフッ化物洗口の認知度を上げるため、3 歳児健康診査・各種イベントの参加者に対しフッ化物洗口体験を実施する。	健康推進課	拡大	拡大
摂食指導	摂食機能に障害のある子どもに対し、安全に楽しく「食べる」ことが獲得できるように指導する。	健康福祉会館	維持	維持
おやこ DE 広場・子育て支援センター (再掲)	栄養士や助産師を招き、離乳食等について学ぶ	子育て支援課	拡大	拡大
子育てフェスティバル (栄養相談)	子育てフェスティバルにおいて、来場者の栄養相談を実施。また、食育ボランティア等とともに、子どもの発育、発達にあわせた食事についてのワンポイント講話や試食の提供、野菜計量体験等を実施。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
離乳食教室 (再掲)	月齢に応じた離乳食の すすめ方についての講 話とデモンストレーシ ョンを行う。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
1 歳 6 か月 健康診査 (再掲)	健康診断・健康相談を通 じて、幼児とその保護者 に望ましい食生活の習 慣を身につけるための 支援を行い、健康の保持 増進を図る。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
3 歳児健康 診査 (再掲)	健康診断・健康相談を通 じて、幼児とその保護者 に望ましい食生活の習 慣を身につけるための 支援を行い、健康の保持 増進を図る。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
乳児家庭全 戸訪問事業 (再掲)	乳児のいる家庭に早期 に専門職がかかわり、育 児に関する不安や悩み を聞きながら助言を行 うとともに、適切な保健 サービスの提供と社会 からの孤立を防ぐこと で、虐待の予防を図り、 乳児の健全な育成環境 を整備する。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
育児相談 (再掲)	乳児期の親子が心身共 に健やかに過ごし、離乳 食や保護者の食生活を とおして、健康づくりの 基礎をつくる。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
わんぱく 歯科くらぶ (再掲)	2歳から3歳5か月児とその保護者に対し適切なブラッシング法や、むし歯、歯周病予防のための食習慣を指導する。予防法としてフッ化物塗布*を行う。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
まつどっ子 未来のために今(幼児家庭教育学級)	パートナー講座開催時に脳科学の視点から子育てに大切な「朝ごはん」や「早寝早起き」「親子の触れ合い」等の講義をする。	生涯学習推進課	維持	維持
パパのための離乳食教室(成人講座) (再掲)	子どもが食と親しむ最初の一步である離乳食について、実践しながら学ぶことで、子どもの食育に関心を持つようにする。	生涯学習推進課	維持	維持

《学童期(6～12歳)》

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
親子クッキング教室 (再掲)	小学校3年生以上の子どもとその保護者を対象に、調理実習・試食という体験学習を通して食育の大切さを学ぶ。	健康推進課	維持	維持
健康週間 (歯と口の健康週間) (再掲)	市民に口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯の喪失を防ぎ生涯自分の歯で食べられる方法を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度の状況	H30年度以降の方向性
障害児(者)歯科保健指導 (再掲)	障害児(者)施設において、通所児(者)や保護者、施設職員に対して口腔ケアの重要性やかむことの大切さについて指導する。	健康推進課	維持	維持
摂食指導 (再掲)	摂食機能に障害のある子どもに対し、安全に楽しく「食べる」ことが獲得できるように指導する。	健康福祉会館	維持	維持
子育てフェスティバル(栄養相談) (再掲)	子育てフェスティバルにおいて、来場者の栄養相談を実施。また、食育ボランティア等とともに、子どもの発育、発達にあわせた食事についてのワンポイント講話や試食の提供、野菜計量体験等を実施。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
まつどっ子未来のために今(幼児家庭教育学級) (再掲)	パートナー講座開催時に脳科学の視点から子育てに大切な「朝ごはん」や「早寝早起き」「親子の触れ合い」等の講義をする。	生涯学習推進課	維持	維持
給食の栄養指導・食育実践指導 (再掲)	「食に関する指導」を通して、児童・生徒に望ましい食生活について理解させ、保護者とともに食生活の基本である家庭食生活の改善を促す。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
家庭における食習慣と生活リズムについての実態把握と分析	市内の児童・生徒の家庭における食習慣と生活リズムについて実態を把握するために3年に一度「食事に関するアンケート」調査を実施。食に関する指導や学校給食の充実を図るとともに、望ましい食事や生活習慣の改善を促進する。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持

《思春期(13～19歳)》

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
健康週間 (歯と口の健康週間) (再掲)	市民に口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯の喪失を防ぎ生涯自分の歯で食べられる方法を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持
障害児(者) 歯科保健指導 (再掲)	障害児(者)施設において、通所児(者)や保護者、施設職員に対して口腔ケアの重要性やかむことの大切さについて指導する。	健康推進課	維持	維持
摂食指導 (再掲)	摂食機能に障害のある子どもに対し、安全に楽しく「食べる」ことが獲得できるように指導する。	健康福社会館	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
子育てフェスティバル (栄養相談) (再掲)	子育てフェスティバルにおいて、来場者の栄養相談を実施。また、食育ボランティア等とともに、子どもの発育、発達にあわせた食事についてのワンポイント講話や試食の提供、野菜計量体験等を実施。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
まっどっ子 未来のために今(幼児家庭教育学級) (再掲)	パートナー講座開催時に脳科学の視点から子育てに大切な「朝ごはん」や「早寝早起き」「親子の触れ合い」等の講義をする。	生涯学習推進課	維持	維持
給食の栄養指導・食育実践指導 (再掲)	「食に関する指導」を通して、児童・生徒に望ましい食生活について理解させ、保護者とともに食生活の基本である家庭食生活の改善を促す。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持
家庭における食習慣と生活リズムについての 実態把握と分析 (再掲)	市内の児童・生徒の家庭における食習慣と生活リズムについて実態を把握するために3年に一度「食事に関するアンケート」調査を実施。食に関する指導や学校給食の充実を図るとともに、望ましい食事や生活習慣の改善を促進する。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持

《成年期(20～39歳)》

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
食生活改善 推進員地域 活動	市民を対象に食育に関 する講話と調理実習を 実施する。	健康推進課	維持	維持
親子クッキ ング教室 (再掲)	小学校3年生以上の子 どもとその保護者を対 象に、調理実習・試食と いう体験学習を通して 食育の大切さを学ぶ。	健康推進課	維持	維持
食生活講座	20～50代の市民を対象 に家族の食生活を考え るための講話、調理実習 を行う。	健康推進課	維持	維持
健康週間 (歯と口の健 康週間) (再掲)	市民に口腔保健に関す る知識を普及啓発し、歯 の喪失を防ぎ生涯自分 の歯で食べられる方法 を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持
成人歯科 健康診査 (再掲)	歯の喪失を防ぎ、生涯自 分の歯で食べられるよ うに、20歳以上の市民を 対象に歯科健康診査を 実施する。	健康推進課	拡大	拡大
障害児(者) 歯科保健指 導 (再掲)	障害児(者)施設におい て、通所児(者)や保護 者、施設職員に対して口 腔ケアの重要性やかむ ことの大切さについて 指導する。	健康推進課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
子育てフェスティバル (栄養相談) (再掲)	子育てフェスティバルにおいて、来場者の栄養相談を実施。また、食育ボランティア等とともに、子どもの発育、発達にあわせた食事についてのワンポイント講話や試食の提供、野菜計量体験等を実施。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
ママパパ学級開催業務 (再掲)	初妊婦とそのパートナーに対し、親になる自覚や子どもが健康に育つための親自身の食生活及び生活習慣の見直しを促す。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	拡大	維持
妊婦歯科健康診査 (再掲)	妊婦に対し、歯科健康診査を実施し口腔の健康意識の向上を図る	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
パパのための離乳食教室(成人講座) (再掲)	子どもが食と親しむ最初の一步である離乳食について、実践しながら学ぶことで、子どもの食育に関心を持つようにする。	生涯学習推進課	維持	維持

《壮年期(40～64歳)》

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
食生活改善推進員地域活動(再掲)	市民を対象に食育に関する講話と調理実習を実施する。	健康推進課	維持	維持
ヘルスボランティア育成支援事業	食事づくりの楽しさを体験しながら、健康と食生活についての講話、調理実習を実施する	健康推進課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
親子クッキング教室 (再掲)	小学校 3 年生以上の子 どもとその保護者を対 象に、調理実習・試食と いう体験学習を通して 食育の大切さを学ぶ。	健康推進課	維持	維持
食生活講座 (再掲)	20～50 代の市民を対 象に家族の食生活を考 えるための講話、調理 実習を行う。	健康推進課	維持	維持
60 歳からの 食生活講座	食事づくりの楽しさ を体験しながら、健康 と食生活についての講 話、調理実習を実施す る。	健康推進課	維持	維持
健康週間 (歯と口の健 康週間) (再掲)	市民に口腔保健に関 する知識を普及啓発し 、歯の喪失を防ぎ生涯 自分の歯で食べられる 方法を知る機会とす る。	健康推進課	維持	維持
成人歯科 健康診査 (再掲)	歯の喪失を防ぎ、生 涯自分の歯で食べられ るように、20 歳以上の 市民を対象に歯科健康 診査を実施する。	健康推進課	拡大	拡大
障害児(者) 歯科保健指 導 (再掲)	障害児(者)施設にお いて、通所児(者)や保 護者、施設職員に対し て口腔ケアの重要性や かむことの大切さにつ いて指導する。	健康推進課	維持	維持
特定健康診 査*等業務	特定健康診査*によ り、メタボリックシンド ロームに該当者及び予 備群を抽出し、栄養指 導等の保健指導を実 施する。	国民健康保険課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
子育てフェ スティバル (栄養相談) (再掲)	子育てフェスティバルにおいて、来場者の栄養相談を実施。また、食育ボランティア等とともに、子どもの発育、発達にあわせた食事についてのワンポイント講話や試食の提供、野菜計量体験等を実施。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
妊婦歯科 健康診査 (再掲)	妊婦に対し、歯科健康診査を実施し口腔の健康意識の向上を図る	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
パパのため の離乳食教 室(成人講 座) (再掲)	子どもが食と親しむ最初の一步である離乳食について、実践しながら学ぶことで、子どもの食育に関心を持つようにする。	生涯学習推進課	維持	維持

《高齢期(65歳～)》

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
会食会	地区社協において、独居高齢者を対象としたふれあい会食会や配食、児童生徒との交流会などを実施しており、その活動を支援する。	地域福祉課	維持	維持
食生活改善 推進員地域 活動(再掲)	市民を対象に食育に関する講話と調理実習を実施する。	健康推進課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度の状況	H30年度以降の方向性
ヘルスボランティア育成支援事業(再掲)	食事づくりの楽しさを体験しながら、健康と食生活についての講話、調理実習を実施する	健康推進課	維持	維持
60歳からの食生活講座(再掲)	食事づくりの楽しさを体験しながら、健康と食生活についての講話、調理実習を実施する。	健康推進課	維持	維持
健康週間(歯と口の健康週間)(再掲)	市民に口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯の喪失を防ぎ生涯自分の歯で食べられる方法を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持
成人歯科健康診査(再掲)	歯の喪失を防ぎ、生涯自分の歯で食べられるように、20歳以上の市民を対象に歯科健康診査を実施する。	健康推進課	拡大	拡大
特定健康診査*等業務(再掲)	特定健康診査*により、メタボリックシンドロームに該当者及び予備群を抽出し、栄養指導等の保健指導を実施する。	国民健康保険課	維持	維持
妊婦歯科健康診査(再掲)	妊婦に対し、歯科健康診査を実施し口腔の健康意識の向上を図る	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
パパのための離乳食教室(成人講座)(再掲)	子どもが食と親しむ最初の一步である離乳食について、実践しながら学ぶことで、子どもの食育に関心を持つようにする。	生涯学習推進課	維持	維持

③食の流通や食の安全・安心に関する情報を提供する

消費者として食の安全を市民自ら判断し食材を選択できるように、食品の情報(食品表示*など規定のものを含む)や食中毒情報などを提供していきます。

事業名称	事業内容	担当課	H26～29年度 の状況	H30年度以 降の方向性
消費者学習 支援事業	消費生活に関する知識を必要とする市民に対し、情報の提供や各種講座を開催する。	消費生活課	維持	維持
消費生活 モニター	消費生活モニターを通じて消費生活に関する意見や要望を聞き、行政に取り入れる	消費生活課	維持	維持
市場	卸売市場における生鮮農産物(松戸産を含む)の取扱実績等の情報提供を行う	消費生活課	維持	維持
農産物安全 対策推進事 業	放射性物質を実施し、農産物及び土壌の放射性物質の濃度を把握し、農産物等の安全確認を行うとともに、今後の対策に資する取り組みを推進する。	農政課	維持	縮小
食中毒防止 の情報提供	健康福祉センター(保健所)との連携を図り、夏季に多い食中毒の発防止のため注意報、警報を発令し、予防の情報提供を行う。	健康福祉政策課 健康推進課	維持	維持
松戸市立保 育所の給食 用食材放射 性物質検査	松戸市立保育所の給食用食材の放射性物質検査	幼児保育課	維持	維持

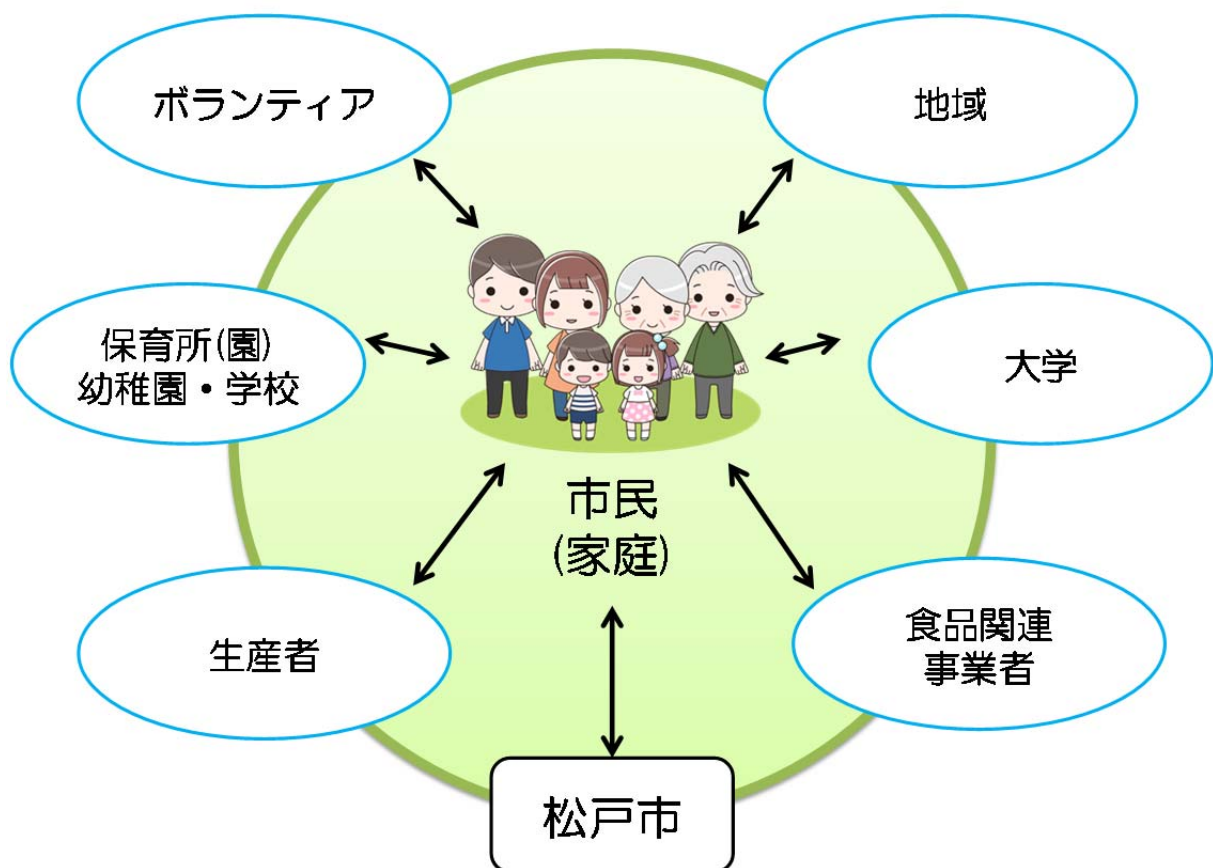
事業名称	事業内容	担当課	H26～29 年度の状況	H30 年度以降の方向性
保育所(園)給食のまるごと放射性物質検査	調理後の保育所(園)給食の放射性物質検査	幼児保育課	維持	維持
学校給食用食材の放射性物質検査	学校給食に使用する頻度が高いと思われる食材を学期ごとに選定し、学期に一回ずつ測定を実施し、結果は本市ホームページに掲載する。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持
学校給食のまるごと放射性物質検査	市内小中学校 65 校が児童生徒に提供した給食の放射性物質検査を、学期に一回ずつ測定を実施し、結果は本市ホームページに掲載する。	保健体育課 学校給食担当室	維持	維持

5 計画の推進

(1) 推進体制について

本計画の推進にあたっては、家庭、保育所(園)、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など、食に関係する組織・団体などが連携・協働して食育の推進に取り組みます。

また、本市の特徴の一つとして、市内にある4つの大学(聖徳大学・千葉大学・日本大学松戸歯学部・流通経済大学)と連携・協働して事業を実施していることが挙げられ、その特徴を生かし、若い世代への食育の促進を含めた「松戸の食育」推進に取り組みます。



(2) 指標及び目標値

	項目	市の現状※ ¹ (H28)	国・県の現状 (H27)	目標値※ ²
1	食育に関心のある市民の割合の増加	75.8%	(国) 75.0% (県) 71.0%	90%以上
2	朝食を欠食する子どもの割合の減少※ ³	小学2年生 (H27) 1.2%	/	0%を目指す
		小学5年生 (H27) 3.4%		
		中学2年生 (H27) 4.9%	(県) 4.5%	
3	朝食を欠食する若い世代(20～30歳代)の割合の減少	20歳代 15.7%	(国) 若い世代 24.7%	10%以下
		30歳代 9.9%	(県) 20～30歳代 29.3%	5%以下
4	農作業体験を趣味とする市民の割合の増加	36.6%	(国) 36.2%	40%以上
5	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上配慮した食事をとっている市民の割合の増加	59.8%	(国) 57.7% (県) 54.8%	70%以上
6	食品ロス削減のために意識して食材を購入、調理、外食時に注文している市民の割合の増加	80.8%	(国) 67.4% (H26年度)	85%以上

※1 出典:平成28年度「食育」に関する市民および大学生アンケート調査

※2 目標値は、国の第3次食育推進基本計画の数値を基礎としていますが、3.朝食を欠食する若い世代の項目については、国の目標値は15%以下で、20歳代はあと0.7%で達成、30歳代はすでに達成しており、また、6.食品ロス削減の項目については、国の目標値80%以上を達成しているため、それぞれに松戸市独自の目標値を設定しています。

※3 出典:食事に関するアンケート調査(H27)

(3)今後のスケジュール

平成 30 年度 (2018 年)	計画の周知、モデル事業の検討
平成 31 年度 (2019 年)	モデル事業の実施
平成 32 年度 (2020 年)	モデル事業の実施
平成 33 年度 (2021 年)	モデル事業の評価(市民アンケートの実施)、モデル事業・見直し
平成 34 年度 (2022 年)	次期計画の策定

(4)パブリックコメントによる意見募集

【意見募集期間】

平成 30 年 1 月 5 日(金)から 2 月 4 日(日)まで

【意見提出者数・件数】

人数：6 名

件数：46 件

【意見への回答方法】

市ホームページにて回答

松戸市食育シンボル キャラクター 「ぱくちゃん」

本市の食育シンボルキャラクターの名前は、ぱくちゃん、ナスの妖精です。

ぱくちゃんは、平成 19 年 5 月 15 日号の広報まつどで募集され、559 通の応募のなかから、市長賞に選ばれた松戸一中の生徒(当時)の作品をもとにデザインされました。

みんなが食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きることができるよう、食育を推進しています。



参考資料

- 1 関係法令
- 2 食事バランスガイド*
- 3 食品表示*のいろいろ
- 4 松戸市食育推進体制
- 5 用語解説

1 関係法令

食育基本法* (平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病*の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率*の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信

頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率*の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率*の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(以下、省略)

第3次食育推進基本計画（国）

- 食育基本法*（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
- 平成28年度から平成32年度までの5年間について定める。

◇下線部は主な違いや新規部分

◇計画の概要

（キャッチフレーズ）実践の環（わ）を広げよう

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

2. 基本的な取組方針（第2次計画から変更なし）

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率*の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成32年度までの達成を目指すもの）

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす
 - 《現状値》75.0%
 - 《目標値》90%以上
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食*」の回数を増やす
 - 《現状値》週当たり9.7回
 - 《目標値》週当たり11回以上

- (3) 地域等で共食*をしたいと思う人が共食*する割合を増やす
《現状値》 64.6%
《目標値》 70%以上
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす
《現状値》 子ども 4.4%、若い世代 24.7%
《目標値》 子ども 0%、若い世代 15%以下
- (5) 中学校における学校給食の実施率を上げる
《現状値》 87.5%
《目標値》 90%以上
- (6) 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす
《現状値》 地場産物 26.9%、国産食材 77.3%
《目標値》 地場産物 30%以上、国産食材 80%以上
- (7) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
《現状値》 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合 57.7%、若い世代の割合 43.2%
《目標値》 国民 70%以上、若い世代 55%以上
- (8) 生活習慣病*の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等につづいた食生活を実践する国民を増やす
《現状値》 国民の割合 69.4%、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数 67社
《目標値》 国民の割合 75%以上、企業 100社以上
- (9) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
《現状値》 49.2%
《目標値》 55%以上
- (10) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
《現状値》 34.4万人
《目標値》 37万人以上
- (11) 農林漁業体験を経験した国民を増やす
《現状値》 36.2%
《目標値》 40%以上
- (12) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
《現状値》 67.4%
《目標値》 80%以上
- (13) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

《現状値》国民の割合 41.6%、若い世代の割合 49.3%

《目標値》国民の割合 50%以上、若い世代の割合 60%以上

(14) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

《現状値》国民の割合 72.0%、若い世代の割合 56.8%

《目標値》国民の割合 80%以上、若い世代の割合 65%以上

(15) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

《現状値》76.7%

《目標値》100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進(「ゆう活*」等のワーク・ライフ・バランス推進、の記述を追加)
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進(「貧困の状況にある子供に対する食育推進」「若い世代に対する食育推進」の記述の追加)
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等(「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組、地域の食文化の魅力を再発見する取組の記述の追加)
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(「世代区分等に応じた国民の取組の提示(「食育ガイド*」(仮称)の作成・公表)」の記述を追加)

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進(「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加)
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

第3次食育推進計画（県）

- 食育基本法*第17条第1項に基づく都道府県計画として位置づける。
- 平成29年度から平成33年度までの5年間について定める。

◇計画の概要

（キャッチフレーズ）実践の環（わ）を広げよう

【第1章 計画策定の基本的事項】

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

【第2章 食をめぐる現状】

- 1 食を取り巻く社会情勢
 - (1) 千葉県の人ロ
 - (2) 千葉県における家族形態の変化
 - (3) 家計における外食・中食の割合
 - (4) 食の安全に対する不安感
- 2 食生活と健康
 - (1) 朝食の欠食状況
 - (2) 野菜摂取についての意識
 - (3) 体型に関する状況
 - (4) 生活習慣病*等に関する状況
- 3 食料生産・流通に関する状況
 - (1) 千葉県は全国屈指の農林水産業県
 - (2) 千葉県における第1次産業就業人口の推移
 - (3) 県内卸売市場における県内産の取扱高
 - (4) 千葉県における農林水産物直売所の実態
 - (5) 千葉県産農林水産物の購入意向
 - (6) 千葉県における農林漁業体験施設の実態
 - (7) 食品ロスの状況
- 4 食育に関する状況
 - (1) 食育への関心度
 - (2) 「ちば型食生活*食事实践ガイドブック」、「食事バランスガイド*」の参考度

- (3) 郷土料理・行事食などの調理種類
- (4) 市町村における食育推進計画の作成状況

【第3章 第2次計画における指標の達成状況と課題】

- 1 第2次計画における指標の達成状況
 - (1) 食を通じた健康づくりに関すること
 - (2) 学校における食育に関すること
 - (3) 農林水産業の振興を通じた食育の推進に関すること
- 2 今後の課題

【第4章 千葉県が目指す食育の方向】

- 1 基本目標
- 2 3つの施策の方向
 - I 生産から食卓までの食のつながりを意識した食育の推進
 - II 子供から高齢者まで各世代に応じた食育の推進
 - III ちばの食育の推進体制強化

【第5章 具体的な取組】

- 第1 施策の体系
- 第2 施策の展開
 - I 生産から食卓まで食のつながりを意識した食育の推進
 - 1 魅力発信と地産地消*の推進
 - (1) 千葉県産農林水産物の魅力発信
 - (2) 地産地消*の推進
 - 2 生産者と消費者の交流の促進
 - (1) 農林漁業及び食に関する体験活動の促進
 - (2) 都市と農山漁村の交流活動の促進
 - 3 食文化の普及と継承
 - (1) 地域の食文化の情報発信・普及
 - (2) 地域の食文化の継承
 - 4 食の循環や環境を意識した取組の推進
 - (1) 環境にやさしい農業の推進及び消費者への理解促進
 - (2) 環境を意識した食生活の推進
 - II 子供から高齢者まで各世代に応じた食育の推進
 - 1 就学前の子供
 - (1) 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組

(2) 保育所等における食育の推進

2 小学生・中学生

(1) 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

(2) 学校給食を活用した食育の充実

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

3 高校生

(1) 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

(2) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

4 青年期(概ね 19 歳～39 歳)

(1) 生活習慣病*予防や健康づくりのための食育の推進

(2) 次世代を育むための食育の推進

5 壮年期(概ね 40 歳～64 歳)

(1) 生活習慣病*予防や健康づくりのための食育の推進

6 高齢期(概ね 65 歳～)

(1) 生活習慣病*予防や健康づくりのための食育の推進

(2) 低栄養傾向を予防するための食育の推進

Ⅲ ちばの食育の推進体制強化

1 食育を進める人材の確保

(1) 食育を進める人材の育成及び活動の促進

(2) 専門的知識を有する人材の養成

2 多様な関係者の連携強化

(1) 食品関連事業者等と連携した情報発信

(2) 事業者や団体等による食育を進めるための環境づくり

3 地域における取組の強化

(1) 食育推進運動の展開

(2) 市町村食育推進計画の策定促進と施策の推進

4 食に関する情報の提供

(1) 食品の安全・安心に関する必要な情報の提供

(2) 食品関連事業者等との連携による情報提供の充実

(3) 食生活等に関する情報提供

【第 6 章 指標及び目標値】

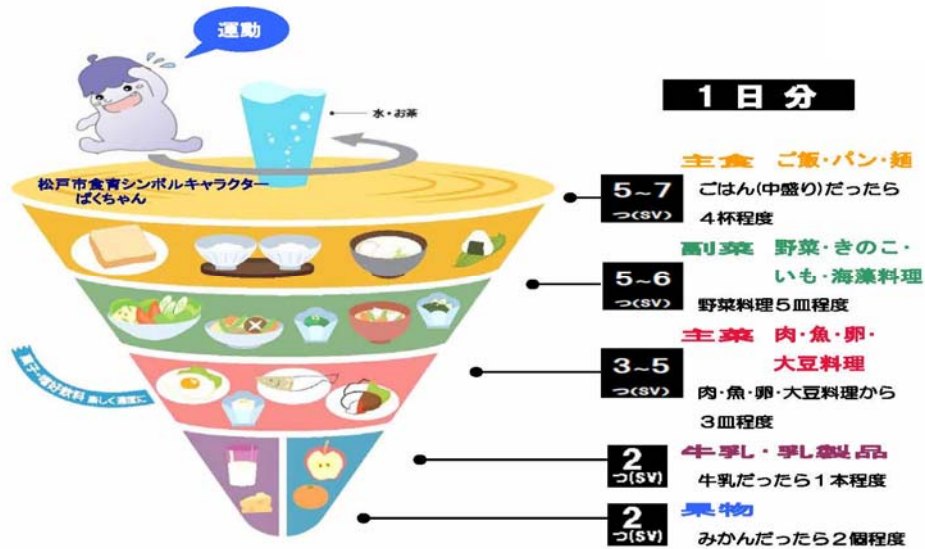
【第 7 章 推進に当たって】

1 推進体制

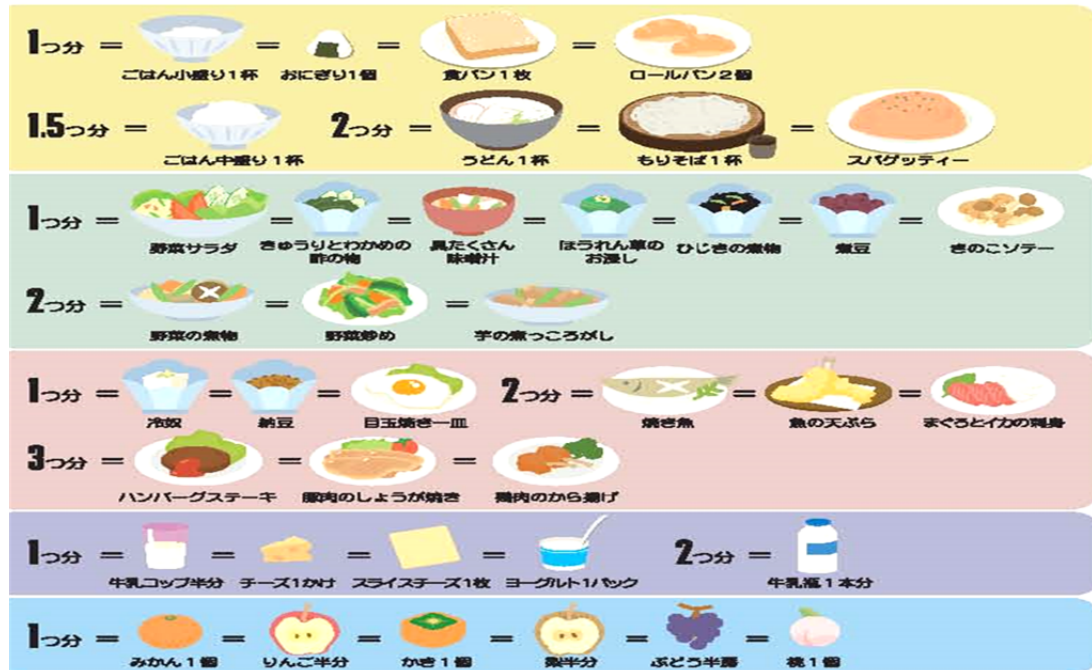
2 計画の進行管理

2 食事バランスガイド*

松戸版食事バランスガイド*



料理例



※この「食事バランスガイド」は、健康な方々の健康づくりを目的に作られたものです。糖尿病、高血圧などで病院または管理栄養士から食事指導を受けている方は、その指導に従ってください。

③ 食品表示*のいろいろ

原材料名

加工食品には、必ず原材料名がついています。使用した全ての原材料が食品添加物とそれ以外の原材料に分けられ、使用した重量の多い順に表示されています。

食品添加物

加工品の腐敗防止や着色など、さまざまな目的で、化学合成された食品添加物が使用されています。それぞれ実験で安全基準が定められていますが、何種類もの食品添加物を同時に摂取すれば、人間の体のなかで化学変化が起こる可能性があります。加工品を選ぶときは、なるべく食品添加物の含まれていないものや種類の少ないものを選ぶようにします。

賞味期限と消費期限

賞味期限は、比較的長くもつ食べ物に、消費期限は、いたみやすい食べ物に付けられます。長くもつ食べものとは、乾麺やクッキー、レトルト食品、清涼飲料水、冷凍食品、ハム、ソーセージ、さつまあげ、さらに牛乳や乳製品なども含まれます。こうした食べものは、所定の方法で保存すれば、賞味期限の期間内は、おいしく食べられることが保証されています。品質の劣化が比較的ゆっくりなので、賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。多少、味が落ちている可能性はありますが、まだ十分に食べられる場合も多くありますので、まずは匂いをかいだり味見をしたり、五感を使ってたしかめてみましょう。

いたみやすい食べものとは、ケーキなどの生菓子やお惣菜、調理パン、食肉、豆腐、生がきなどです。こうした食べものは、消費期限を過ぎると腐っている可能性があり、安全とはいえません。期限をすぎたら食べないほうが無難です。なお、いずれの期限も、開封する前の期限です。

牛肉の表示

牛肉の原産地表示は、牛が生まれた場所の表示ではなく、牛がもっとも長く飼育された場所をいいます。外国で生まれた牛でも、日本で育てば「国産牛」となります。日本で育った「国産牛」は、全て番号(個体識別番号)が付けられていて、牛肉のラベルには、それを表示するよう定められています。

ラベルに記された URL にインターネットでアクセスし、その番号から情報をたどると、その牛についての情報が調べられます。

「和牛」は、牛の種類を指す言葉で「国産牛」は、牛の育った場所を指しています。

魚の表示

魚介類に示されている原産地は、原則的に漁獲された水域(または養殖された水域)です。それが表示できない場合は、例外的に、水揚げ港か水揚げ港のある都道府県名のどちらかを表示してもよいことになっています。輸入の場合は、その原産国が表示されます。海水に含まれる水銀やダイオキシンなどの汚染物質が、魚の体のなかに蓄積し、濃度は、魚の体が大きくなるにつれ、高まります。特に妊娠中は、厚生労働省が注意を呼びかけているメカジキ、キンメダイなどの大型魚の摂取量に注意しましょう。また、沿岸にとどまる近海魚より、回遊魚(あじ、いわし、さば、鮭、さんま、たら、とびうお、かつお、ぶりなど)のほうが海水の汚染物質が蓄積しにくく安全性が高いとされています。

国産品と輸入品

国産の農産物と輸入品の違いは、作物を収穫した後で使われる、腐敗やカビを防止するための薬剤(ポストハーベスト農薬)の使用の有無です。国産にこのポストハーベスト農薬が使われることは、ほとんどありませんが海外から輸入される穀物や果物は、大量のポストハーベスト農薬が使われています。

国産品を選ぶ際には、原産地のほか市町村名、さらにできれば生産者名があるものを選ぶようにしましょう。



JAS マーク

JAS 法(=農林物資の規格化等に関する法律)に基づき、品位、成分、性能などの品質についての日本農林規格(JAS 規格: Japanese Agricultural Standard)を満たす食品や農林産物などにつけられます。



特定 JAS マーク

JAS マークが成分、使用原材料、内容量などの品質全般にわたる規格であるのに対して、特別な生産の方法または特色ある原材料を使用しているものにつけられます。熟成ハム類や、地鶏肉、手延べ干しめんなどについて規格が定められています。



生産情報公表 JAS マーク

生産情報(誰が、どこで、どのように生産したか)を正確に記録、保管、公表していることを認定された牛肉、豚肉、農産物及び養殖魚につけられるマークです。牛肉については、個体識別番号に加えて、給餌情報、医薬品投与情報なども提供されます。



有機 JAS マーク

種まき、または植え付けの2年以上前から(多年生作物の場合は最初の収穫の3年以上)化学肥料及び禁止された化学合成農薬を使用せず、堆肥などによる土づくりを行った圃場において生産された農産物で、認定機関によって認められたものに表示されます。



特定保健用食品

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子をを整えたりするのに役立つ、などの特定の保健の用途に資する旨を表示するものをいいます。製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。なお、医薬品と誤解されるような、治療、予防などに関する表現は認められていません。

特別用途食品



健康増進法に基づいて、病人用食品、妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳、高齢者用食品など特別の用途に適している食品であることを表しているマークです。国の許可を受けた食品のみがマークを表示することができます。

HACCP (ハサップ)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染などの危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。この手法は国連の国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization) と世界保健機関 (WHO : World Health Organization) の合同機関である国際食品規格 (コーデックス) 委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

4 松戸市食育推進体制

(1) 食育推進会議

○松戸市食育推進会議条例

平成26年12月25日

松戸市条例第34号

(設置)

第1条 食育基本法* (平成17年法律第63号) 第33条第1項の規定に基づき、松戸市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、食育の推進に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 食育に関する事業の効果的な推進に関する事項
- (2) 食育推進計画の策定並びにその普及及び推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 消費者
- (5) 生産者
- (6) 食品関連事業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、推進会議の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、推進会議の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 推進会議及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市食育推進会議委員	日額 8,500円
-------------	-----------

構成員

H29. 4. 1 現在

		所属	肩書	氏名
学識経験者	1	千葉大学大学院	教授	オオエ ヤスオ 大江 靖雄
	2	聖徳大学	准教授	ハライカワ マユ 祓川 摩有
	3	流通経済大学	教授	フルイ ヒサシ 古井 恒
	4	日本大学松戸歯学部	准教授	ゴトウダ ヒロヤ 後藤田 宏也
教育関係者	5	松戸市小学校長会	新松戸西小学校長	マツノ シゲタカ 松野 成孝
	6	松戸市学校栄養士会	東松戸小学校	ハヤシ ユウコ 林 裕子
医療関係者	7	松戸市医師会	理事	シマダ カオル 島田 薫
	8	松戸歯科医師会	理事	ツカモト ヤスノリ 塚本 康紀
消費者	9	松戸市 PTA 連絡協議会	顧問	クラタ トモミ 倉田 智美
	10	松戸市消費者の会	会長	ゴトウ アツコ 後藤 淳子
	11	松戸市社会福祉協議会	明第1地区 役員	モウリ タズコ 毛利 多壽子
生産者	12	とうかつ中央 農業協同組合	営農生活課 課長代理	ホンダ ヤスノリ 本多 康哲
食品関連事業者	13	松戸商工会議所	商業部会 理事	シバウチ ケンジ 芝内 健治
その他市長が必要と認める者	14	松戸市 私立幼稚園連合会	第二かきのき幼稚園 園長	マツウラ ヒロエ 松浦 博江

5 用語解説

	用語	解説
か行	共食	家族や仲間などと一緒に食卓を囲むことです。食事をとりながらコミュニケーションを図ることにより、食事の楽しさ、マナー、挨拶、食にかかわる基礎を身につけられると考えられています。
	経営耕地	農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計のことをいいます。
	孤食	家族が不在の食卓で、ひとりだけで食事することを意味します。 その他、個人の好きなものを食べる「個食」、スパゲティやパンなど粉を使った主食を食べる「粉食」、食べ物が固定している「固食」、食べる量が少ない「小食」などが使われます。
さ行	食育ガイド	乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた具体的な食育の取り組みの実践の最初の一步として、できることから始めるためのガイドです。

	用語	解説
さ行	食育基本法	近年における国民の食生活をめぐる環境の変化、具体的には、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身思考などの問題、また、食の安全や海外依存の問題の発生に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に平成17年7月15日に施行された法律です。
	食事バランスガイド	1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考にしていただけるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したものです。 健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成12年3月）を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定しました。

	用語	解説
	食品表示	JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)で、表示が定められているもので、野菜や果物などの農産物、肉や卵の畜産物、魚や貝などの水産物で加工していない生鮮食品には「名称」と「原産地」の表示が義務付けられています。生鮮の農産物などの原料を加工して製造された加工食品には、「名称」、「原材料名」、「賞味期限」などの表示が義務付けられています。このような一般的に適用されるルールのほか、それぞれの品目の特性に応じて、特別なルールが定められているものもあり、生鮮食品でも、お米には、「名称」、「原料玄米」などを表示しなければなりません。
さ行	食料自給率	国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標のことです。
	生活習慣病	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が大きい病気のこと、従来は「成人病」と呼ばれていました。(糖尿病、脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称です)
	選食力	健康を保つために何を食べたらいいのを見抜く力を「選食力」といいます。 「選食」とは、好きなもの、贅沢なものをえり好みすることではなく、自分の体にとって何が必要か、何が安全か、何をとれば健康になれるかを見極めることです。
	咀嚼	歯で食物をかみ砕き、かんで砕いていき、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、のみ込みやすい大きさにして、食物の消化吸收を高めることです。
た行	地産地消	地域で生産された産物(農林水産物)をその地域で消費することです。
	ちば型食生活	鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農畜産物や水産物を、上手に食事に取り入れたバランスのよい食生活を「ちば型食生活」と呼びます。

	用語	解説
	特定健康診査	40～74歳までの公的医療保険加入者が対象の内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診断で、2008年4月より導入されました。メタボリックシンドロームの判定を行い、保健指導対象者を抽出するものです。
は行	フッ化物塗布	歯科医師、歯科衛生士が歯面に直接フッ化物を塗布する方法です。乳歯むし歯予防として、また成人でもむし歯の予防として実施されています。
	フッ化物洗口	一定濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液を用いて、ぶくぶくうがいを行う方法で、永久歯のむし歯予防手段として有効です。
	放射性物質	放射性物質は放射能をもつ物質で、放射性ヨウ素や放射性セシウムなど、様々な種類があります。放射性物質がもつ放射能は、時間が経つにつれて弱まり、一定の期間が経つと半減する性質があります。放射能とは、放射性物質が放射線を出す能力のこと、放射線とは物質を通過する高速の粒子や波長が短い電磁波のことです。電球にたとえて説明すると、放射性物質が電球、放射能が電球が光を出す能力、放射線が光にあたります。
ま行	無形文化遺産	慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいいます。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものです。

	用語	解説
	松戸版食事バランスガイド	国の食事バランスガイド(用語解説 87 ページ参照)に松戸産の地場野菜や松戸市の食育キャラクター「ぱくちゃん」など松戸独自の記載、またレシピ紹介もあり親しみやすいバランスガイドとなっています。
や行	ユネスコ	国際連合教育科学文化機関のことをいいます。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。
	ゆう活	明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルです。
ら行	ライフステージ	個人の一生における幼年期・学童期・成年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。

第3次松戸市食育推進計画

(平成30年度(2018)～平成34年度(2022))

発行 松戸市

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

電話 047-704-0055

編集 松戸市 健康福祉部 健康福祉政策課

平成30年3月
(2018)

